

# 平成 28 年度の業務実績に関する自己評価書

平成 29 年 6 月

独立行政法人国立印刷局



様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立印刷局	
評価対象事業年度	年度評価	平成 28 年度
	主務省令期間	平成 27 年度～平成 31 年度
2. 評価の実施に関する事項		
<p>(担当部局からのヒアリング、実地調査、理事会への付議など、評価のために実施した手続等を記載)</p> <p>業務実績に関する評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「指針」という。)並びに「国立印刷局事業計画の策定及び評価に関する規則」第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、業務実績の取りまとめ及び自己評価を実施した。</p> <p>具体的な手続としては、指針等に基づき、役員主導の下、各部門において自部門の業務実績を取りまとめるとともに、業務実績に関する自己評価を行った。</p> <p>それらの結果について、評価担当部門が各部門へのヒアリングを実施し必要な修正を行った後、理事長を委員長とする内部統制推進委員会における審議を経て、「平成 28 年度の業務実績に関する自己評価書」を作成した。</p>		
3. その他評価に関する重要事項		
<p>(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価期間における特記事項などを記載)</p> <p>特になし。</p>		

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 自己評価総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：所期の目標を上回る成果が得られている項目もあり、全体として事業計画における所期の目標を達成している。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		B	B			
評定に至った理由	(項目別評定の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評定に至った理由を記載) A評定6項目を含め全ての項目がB評定以上であり、全体として事業計画における所期の目標を達成していることを総合的に勘案して、Bと評価する。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>(項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評定のうち、重要な事項について記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行券の製造について、徹底した品質管理及び製造工程管理の下、高品質で均質な銀行券を安定的かつ確実に製造し、財務大臣が定める製造計画の確実な達成・納入を行った。また、旅券、官報及びその他の製品についても正確かつ確実に製品を製造し、納入を行った。</li> <li>事業の継続性を確保するため、その基盤となる中長期的視点を踏まえた設備投資計画及び偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発の確実な実施に向け、引き続き取り組んでいる。</li> <li>平成27年度業務実績における課題、改善事項に対し、平成27年度に発生した番号通知書類（以下「通知カード」という。）の誤封入については、委託業者に対し作業マニュアルの遵守を含めた工程管理の徹底等について指導するとともに、指導内容に係る履行状況の確認によるチェック体制の強化を図るなど継続的な改善に取り組んでおり、誤封入は発生しなかった。</li> <li>労働災害の発生防止に向けて安全衛生教育等に重点的に取り組んでおり、休業を要する労働災害は発生しなかった。</li> </ul> <p>これらの取組を総合的に勘案すると、法人全体として事業計画における所期の目標を達成し、正確かつ確実な業務の執行が行われていると評価する。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<p>(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載)</p> <p>特になし。</p>

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。現時点の事業計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)</p> <p>特になし。</p>
その他改善事項	<p>(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)</p> <p>特になし。</p>

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	特になし。

様式3-1-3 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度				27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度			
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								III. 財務内容の改善に関する事項								
1. 銀行券等事業								1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	B					III-1	
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について	<u>A○</u>	<u>A○</u>				I-1-(1)		2. 短期借入金の限度額	—	—					IV	
(2) 通貨当局との密接な連携等について	B	B				I-1-(2)		3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	B					V	
(3) 国民に対する情報発信について	A	A				I-1-(3)		4. 上記に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—					VI	
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について	<u>A○</u>	<u>A○</u>				I-1-(4)										
2. 銀行券等事業（銀行券以外）																
(1) 旅券の製造について	<u>A○</u>	<u>A○</u>				I-2-(1)										
(2) その他の製品について	B	B				I-2-(2)										
3. 官報等事業																
(1) 官報の編集・印刷について	<u>A○</u>	<u>A○</u>				I-3-(1)										
(2) その他の製品について	B	B				I-3-(2)										
II. 業務運営の効率化に関する事項								IV. その他業務運営に関する重要事項								
1. 組織体制、業務等の見直し								1. 内部統制の強化に向けた取組								
(1) 組織の見直しについて	B	B				II-1-(1)		(1) コンプライアンスについて	B	B					VII-1-(1)	
(2) 業務の効率化について	B	B				II-1-(2)		(2) 情報セキュリティについて	B	B					VII-1-(2)	
								(3) 警備体制の維持・強化について	—	B					VII-1-(3)	
								(4) リスク管理について	B	B					VII-1-(4)	
								2. 人事管理	B	B					VII-2	
								3. 施設及び設備に関する計画	B	B					VII-3	
								4. 保有資産の見直し	B	B					VII-4	
								5. 職場環境の整備								
								(1) 労働安全の保持について	C	B					VII-5-(1)	
								(2) 健康管理の充実について	B	B					VII-5-(2)	
								6. 環境保全	A	A					VII-6	
								7. 積立金の使途	—	—					VII-7	

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成について		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-1 通貨の円滑な供給	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し、銀行券を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。</p> <p>【優先度：高】銀行券の供給が停滞した場合、経済活動及び国民生活に著しい影響が生じることから、銀行券事業を優先的に行う必要があるため。</p> <p>【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質及び製造工程管理が求められるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 平成 28 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 28 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入とした 1 億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く）			100%	100%									
製造計画達成度	100%		100%	100%					売上高（百万円）	63,693	57,210		
納期達成率	100%		100%	100%					売上原価（百万円）	52,490	45,188		
返品率	0%		0%	0%					販売費及び一般管理費（百万円）	2,917	2,248		
(参考指標) 生産設備の可動率	製紙機械		98.0%	99.1%					営業費用（百万円）	55,408	47,436		
	印刷機械		98.5%	98.4%					営業利益（百万円）	8,286	9,774		
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		無	無					従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,216	4,199		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価																																	
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価																														
			業務実績	自己評価																													
<p>II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について</p> <p>銀行券の製造について、以下の取組を行う。</p> <p>① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させることを通じて、財務大臣の定める製造計画を確実に達成する。また、品質及び製造工程管理を徹底し、日本銀行との契約を確実に履行する。</p> <p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失、盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について</p> <p>財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組みます。</p> <p>① 業務の質の向上並びに製造体制の合理化及び効率化を図るため、費用対効果を勘案しつつ、中長期的視点を踏まえた設備投資計画を策定し、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を的確に実施します。また、設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することにより、製造設備の安定稼働及び機能維持に努め、安定かつ確実な製造を継続するとともに、品質及び工程管理の履行状況の点検、作業考査の実施等を通じて、品質管理及び製造工程管理を徹底します。</p> <p>これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約に基づき、納期までに規格内製品を確実に納入します。</p> <p>② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよう、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいを防止</p>	<p>評価指標の凡例：</p> <p>● 定量的指標</p> <p>○ 定性的指標</p>	<p>業務実績</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について</p> <p>① 銀行券の製造等</p> <p>イ 設備投資・保守点検の的確な実施</p> <p>主要な製造設備の高機能化やインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に基づき、平成 28 年度の設備投資計画を策定し、着実に実施した。</p> <p>計画の実施に当たっては、平成 27 年度に引き続き設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、設備投資に係る進捗状況の全体集約を行うとともに、実行部門との間で進捗状況に関する情報を共有し、設備投資を着実に実施した。特に、計画額 1 億円以上の重要案件については、設備投資委員会等において、投資の必要性、仕様の適切性、電力量削減等の費用対効果、調達手順等を検証し、必要の都度、計画内容を見直しつつ効果的な投資を行った（VII「3. 施設及び設備に関する計画」参照）。</p> <p>また、設備の更新に当たっては、高機能な生産機械に更新し、生産性の向上を図るなど、引き続き製造体制の効率化に取り組んだ。</p> <p>なお、計画した 1 億円以上の銀行券製造関係の機械装置については、下表のとおり全ての受入れ（注 1）を完了し、年度内受入率は 100%となった（参考指標 平成 27 年度：100%）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀行券精裁機</td> <td>岡山工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行券印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>銀行券凸版印刷機</td> <td>彦根工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>券面検査装置</td> <td>彦根工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>大判機能性検査装置</td> <td>小田原工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">銀行券検査仕上機</td> <td>東京工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table>	件名	機関	台数	銀行券精裁機	岡山工場	2 台	銀行券印刷機	東京工場	1 台	静岡工場	1 台	銀行券凸版印刷機	彦根工場	1 台	券面検査装置	彦根工場	1 台	大判機能性検査装置	小田原工場	1 台	銀行券検査仕上機	東京工場	1 台	小田原工場	1 台	静岡工場	1 台	彦根工場	1 台	<p>自己評価</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>設備投資については、事業継続性の確保を目的とした中期設備投資計画に基づき平成 28 年度の設備投資計画を策定し、単年度管理の視点も踏まえつつ、設備投資委員会等において進捗管理を行い、計画を着実に実施している。</p> <p>また、設備の保守点検や修繕等を計画的に実施するとともに、平成 27 年度から検討を進めてきた建物等の保守点検基準については、当該基準に基づく運用を開始するなど、銀行券の安定・確実な製造に資する取組を進めている。</p> <p>これらに加えて、品質管理及び製造工程管理に係る各種取組等を実施することにより、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約の履行を完遂したことは評価できる。</p> <p>製造体制に関しては、予見し難い製造数量の変更等に備え、交替勤務による機械稼働等を行い、柔軟で機動的な体制を維持している。</p> <p>秘密管理については、各種取組の継続的な実施により秘密情報の漏えいを防止するとともに、製品の管理については、セキュリティ強化を企図した新たな施策の実施に向けた調整を進めるなど、製品の紛失・盗難の発生防止に着実に取り組んでいる。</p>
件名	機関	台数																															
銀行券精裁機	岡山工場	2 台																															
銀行券印刷機	東京工場	1 台																															
	静岡工場	1 台																															
銀行券凸版印刷機	彦根工場	1 台																															
券面検査装置	彦根工場	1 台																															
大判機能性検査装置	小田原工場	1 台																															
銀行券検査仕上機	東京工場	1 台																															
	小田原工場	1 台																															
	静岡工場	1 台																															
	彦根工場	1 台																															

	<p>するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底することにより、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>○設備の保守点検の的的な実施（参考指標：生産設備の可動率）</p> <p>○品質管理の改善に向けた取組</p>	<p>設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づく定期点検のほか、自主保全（注2）による点検を実施し、その結果等を踏まえ、老朽化した設備の修繕を計画的に実施するなど、製造設備の安定稼働及び機能維持を図った。</p> <p>また、建物及び建物附属設備については、より安定的な操業を維持・確保するため、新たに保守点検・更新基準を設定するとともに、当該基準に基づく保守点検等の運用を開始した（6月）。</p> <p>なお、生産設備の可動率（注3）については、抄紙機において99.1%、銀行券印刷機において98.4%となった（参考指標 平成27年度：抄紙機98.0%、銀行券印刷機98.5%）。</p> <p>（注1）受入れ 検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること</p> <p>（注2）自主保全 製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと</p> <p>（注3）生産設備の可動率 機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であり、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標 生産設備の可動率＝（生産計画上の稼働日数－故障による停止日数）／生産計画上の稼働日数</p> <p>ロ 品質管理及び製造工程管理の徹底 品質管理及び製造工程管理における課題等について、品質管理に関する打合せ会等を通じた本局・各工場間における情報共有や品質向上に係る実験・検証等、更なる品質の安定化に向けた取組を実施した。</p> <p>また、各種品質検査装置について、老朽化に伴う更新機への対応等を進めるとともに、管理方法の見直しを行った。</p> <p>さらに、作業現場において、標準（注4）にのっとり確実に作業を実施するとともに、定期的な標準点検（注5）等を通じ製造に係る作業手順等の確認・検証を実施した。</p> <p>これらの取組により、品質管理及び製造工程管理を徹底した。</p> <p>（注4）標準 作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造するための基準</p> <p>（注5）標準点検 作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの</p>	
--	---	--	--	--



		<p>●製造計画達成度（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>●返品率（0%）</p> <p>○緊急命令への対応に備えた体制の維持</p> <p>○具体的事案発生時の的確な対応</p> <p>●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>以上の取組を確実に実施したことにより、財務大臣の定める製造計画の数量（30億枚）の製造を完遂するとともに、日本銀行への納入を納期までに完了し、返品の発生もなかった。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持</p> <p>財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持するため、製紙部門における長期連続操業（注6）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに検査仕上部門における昼連続稼働の実施を継続した。</p> <p>なお、財務大臣による緊急命令が発せられた事案はなかった。</p> <p>（注6）長期連続操業 土曜日、日曜日及び祝日を含め24時間連続で操業すること</p> <p>③ 秘密情報及び製品の管理</p> <p>イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理</p> <p>秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管理に関する規則等の確実な運用を通じ、情報の管理を徹底した。また、秘密管理の強化を図るため、各機関の秘密管理者等（課長等）を対象とした秘密管理に関する研修を実施した（8月～9月）。</p> <p>さらに、各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検（9月～11月）を行うとともに、工場における偽造防止技術に係る秘密情報の管理状況を確認するための実地点検を実施（12月～平成29年1月）した結果、適切な管理が行われていることを確認した。</p> <p>なお、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>ロ 紛失・盗難の発生防止</p> <p>製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程にのっとり確実に作業を実施するとともに、作業考査（注7）を通じ、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業内容の確認・検証を行い、製品管理の徹底に取り組んだ。</p> <p>また、更なるセキュリティ強化を図るため、製品倉庫への出入りを管理・記録する倉庫出入管理装置の導入について検討を進めており、平成27年度から一部の工場において実施している試行運用の結果を踏まえ、他工場への拡大設置に向け調整を図った。</p> <p>なお、製品の紛失・盗難は発生しなかった。</p> <p>（注7）作業考査 作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者が客観的な立場から年間4回点検するもの</p>	
--	--	---	---	--

		<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○製造設備の安定稼働及び機能維持による安定的かつ確実な製造の継続並びに効率的な製造体制の構築により、財務大臣が定める銀行券製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行しているか。</li> <li>○財務大臣による緊急命令への対応に備えた体制を維持するとともに、災害等事案が発生した場合には、製造計画の変更等による製造数量の増減に的確に対応したか。</li> <li>○偽造防止技術等に関する秘密管理を徹底するとともに、製造工程の管理を徹底し、情報漏えい、紛失・盗難の発生を防止したか。</li> </ul>		<p>以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(2)	通貨当局との密接な連携等について		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に共有することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 通貨の偽造・変造の防止 施策 4-1-5 通貨への関心の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号及び第 7 号、第 3 項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	(財務省) 平成 28 年度事前分析表 [総合目標 4] 平成 28 年度事前分析表 [政策目標 4-1]

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報								② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(参考指標) 通貨当局の要望に応じたセキュリティレポートの提出の有無 (年 1 回 12 月末)		有	有	有					売上高 (百万円)	63,693	57,210		
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 5 回	(対応回数) 13 回	(対応回数) 9 回					売上原価 (百万円)	52,490	45,188		
									販売費及び一般管理費 (百万円)	2,917	2,248		
									営業費用 (百万円)	55,408	47,436		
									営業利益 (百万円)	8,286	9,774		
									従事人員数 (人) (各年度 4 月 1 日現在)	4,216	4,199		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) 通貨当局との密接な連携等について</p> <p>① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。</p> <p>② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への的確な情報提供等を行う。</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協力、研修・視察の受入や専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行う。</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携等について</p> <p>① 通貨当局（財務省理財局をいう。以下同じ。）と一体となって、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。</p> <p>② 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。 また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に応じてセキュリティレポートを作成し、12月末までに通貨当局に提出します。 さらに、外国の銀行券関連機関から要請があった場合には、研修、視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p> <p>③ 外国政府、外国の銀行券製造機関、中央銀行等による当該国・地域における外国銀行券等の円滑な製造等に貢献するとの観点から、外国政府等からの要望や当該国・地域における流通環境等に応じて、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、製造技術協力などの実施</p>	<p>○現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上</p> <p>○偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局の要望に応じたセキュ</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携等について</p> <p>① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献</p> <p>イ 偽造防止技術に関する検討 国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を基に、通貨当局と意見交換を行うことにより、今後の研究開発の方向性について認識の共有を図りつつ、将来の銀行券を見据えた偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。 また、平成27年度に引き続きユニバーサルデザインを考慮した試作品の印刷実験を実施し、高度化した偽造防止技術の実装性等について評価するとともに、製造設備の改善点等について整理した。</p> <p>ロ デザイン力の強化等 将来の銀行券を視野に入れた図案、彫刻等の各種習作作製に取り組み、デザイン力、彫刻技能の向上に取り組んだ。また、第4回国際銀行券デザイナー会議（注）に参画し、銀行券デザインに関する最新情報の収集を行った（9月）。</p> <p>（注）国際銀行券デザイナー会議 各国の銀行券設計者、銀行券製造機関職員、中央銀行職員等が参加し、銀行券デザインを始めとする銀行券製造に関連した情報交換が行われる国際会議</p> <p>② 銀行券の動向に関する情報提供等</p> <p>イ 外国銀行券関連機関への訪問・国際会議への参画 イングランド銀行等11か国の銀行券関連機関を訪問し、銀行券の改刷、調達の状況等について調査・情報収集を行った。 また、各国の中央銀行及び銀行券製造機関により構成される欧州銀行券会議等6つの国際会議への参画を通じ、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報を収集した。</p> <p>ロ 通貨当局への情報提供等 国内外の銀行券に関する偽造動向等について、通貨当局へ次のおり情報提供等を行った。 ・外国の銀行券製造機関における各種製品の製造状況、工場見学の実施状況及び国際会議等で情報収集した内容に関する情報提供（4月・6月・8月・12月・平成29年2月）</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>通貨当局と意見交換を行いつつ、偽造防止技術に関する研究開発に取り組むとともに、銀行券の利便性向上、デザイン力強化に向けた検討などを行っている。</p> <p>国際会議への参画等により得られた国内外における偽造防止技術の開発・採用動向や改刷状況等の情報について、通貨当局と意見交換するとともに、セキュリティレポートを期限内に提出するなど、的確な情報提供を行っている。</p> <p>ベトナム国家銀行への技術協力について、現地に長期派遣した専門家の主導の下、相手国の技術レベルや要望を把握しつつ、実製造を視野に入れたカリキュラムを設定するなど、技術協力の一環として効果的な研修を実施しており、製造技術協力に取り組んでいる。</p> <p>インドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流について、デザインの意見交換及びスーベニア印刷物の製造を通して、相互のデザイン力及び印刷技能の向上を図るなど製造技術協力に取り組んでいる。</p>

	<p>に積極的に取り組みます。</p>	<p>リティレポートの提出の有無（年1回12月末）</p> <p>○国際協力への対応（参考指標：対応の内容と回数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の海外における偽造、改刷及び偽造防止技術の動向に関する情報提供並びに日本銀行券の偽造防止技術等についての意見交換（5月・8月）</li> <li>・ 偽造通貨に関する情報交換（10月：通貨当局、財務省関税局、日本銀行、造幣局、国立印刷局、警察庁による連絡会）</li> <li>・ D二千円券流通促進及び偽造防止啓発に係るポスターのデザイン等の製作及び提示（4月、平成29年1月）</li> </ul> <p>ハ セキュリティレポートの提出</p> <p>セキュリティレポートの作成に当たっては、通貨当局と協議の上、内容に係る要望事項を踏まえ、国際会議への参画等により得られた各種情報を取りまとめ、通貨当局へ提出（12月）するとともに、内容について説明（平成29年2月）を行った（参考指標 平成27年度：平成27年12月提出、平成28年1月説明）。</p> <p>ニ 研修・視察の受入れ状況</p> <p>外国の銀行券関連機関からの要請に基づく研修及び視察の受入れを積極的に行い、研修については3回、視察については6回受け入れた（参考指標 平成27年度：研修5回、視察8回）。</p> <p>具体的な内容については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベトナム国家銀行へのインキ製造技術に関する研修として、講師を短期間派遣し、現地研修（8月・平成29年2月）を行うとともに、研究所及び東京工場において研修を実施した（10月）。また、製版設備に関する工場視察を受け入れた（5月）。</li> <li>・ 各国の関係当局の要請に基づき、スイス等5か国の銀行券関連機関による工場視察を受け入れた。</li> </ul> <p>③ 製造技術協力に係る取組等</p> <p>イ ベトナム国家銀行への技術協力</p> <p>国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトの一環であるベトナム国家銀行への技術協力については、引き続き、専門家を長期派遣し、インキ製造に係るアドバイスを行った。</p> <p>また、ベトナム国家銀行におけるインキ製造技術確立に向けた中長期計画の作成を支援した。</p> <p>ロ インドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流</p> <p>平成26年度に覚書を締結したインドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流については、相互にスーベニア印刷物を製造することを合意したことから、そのデザイン等について協議・意見交換を行った（4月・7月）。</p> <p>なお、国立印刷局はスーベニア印刷物の作製を完了し、インドネ</p>
--	---------------------	---	---

		<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通貨当局と連携し、偽造抵抗力の強化、銀行券の利便性向上、券種識別容易性向上等について検討を行っているか。</li> <li>○偽造動向や銀行券に関する情報を収集するとともに、収集した情報を通貨当局に提供しているか。</li> <li>○外国の銀行券関連機関からの要請に基づく研修・視察を積極的に受入れ、国際協力に貢献しているか。</li> <li>○製造技術協力等の取組を行っているか。</li> </ul>	<p>シア政府証券印刷造幣公社へ発送した（平成29年3月）。</p>	<p>以上のことから、「通貨当局との密接な連携等」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	------------------------------------	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(3)	国民に対する情報発信について		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に共有することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-5 通貨への関心の向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	(財務省) 平成 28 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 28 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(参考指標) ページビュー数、更新回数		(ビュー数) 1,806,709 件	(ビュー数) 2,060,504 件 (更新回数) 628 回	(ビュー数) 1,993,926 件 (更新回数) 602 回					売上高 (百万円)	74,138	67,838		
(参考指標) ホームページに寄せられた問合せに対する回答率		100%	100%	100%					売上原価 (百万円)	60,465	52,622		
(参考指標) 博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数		(来場者数) 22,335 人 (開催・出展回数) 4 回・5 回	(来場者数) 25,946 人 (開催・出展回数) 4 回・7 回	(来場者数) 25,821 人 (開催・出展回数) 4 回・10 回					販売費及び一般管理費 (百万円)	10,280	9,401		
(参考指標) 出張講演等の実績回数		4 回	4 回	2 回					営業費用 (百万円)	70,745	62,023		
博物館におけるアンケート結果	5 段階評価 で平均評価 3.5 超		4.50	4.50					営業利益 (百万円)	3,392	5,815		
工場見学者アンケート結果	5 段階評価 で平均評価 3.5 超		4.36	4.49					従事人員数 (人) (各年度 4 月 1 日現在)	4,216	4,199		

注) ②は、印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。  
従事人員数は、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(3) 国民に対する情報発信について</p> <p>博物館の展示物やホームページの充実、工場見学の積極的な受入を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信について</p> <p>国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。</p> <p>具体的には、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。ホームページに寄せられる外部からの問合せに対しては、正確かつ確実に回答を行います。</p> <p>博物館においては、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。</p> <p>銀行券印刷工場においては、見学を積極的に受け入れるとともに、分かりやすい解説、展示を行うことで、来場者の満足度を高めることに取り組みます。</p>	<p>○ホームページの充実(参考指標：ページビュー数、更新回数)</p> <p>○外部からの問合せに対する回答実績(参考指標：ホームページに寄せられた問合せに対する回答率)</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信について</p> <p>イ ホームページ等による情報提供</p> <p>(イ) ホームページの充実等</p> <p>国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホームページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ上に掲載している事業紹介動画において、音声説明部分の字幕を付与し、高齢者や聴覚障害者に対するウェブアクセシビリティの向上を図った(9月)。</li> <li>・ 視覚障害者のためのお札識別アプリ「言う吉くん」紹介ページについて、アプリのポイントや使い方をイラストと動画で説明するなどのコンテンツの充実を図った(12月)。</li> <li>・ 政府が推進する「オープンデータ」の取組に対応し、検索、転用等が可能なファイル形式での掲載を推進するとともに、公開している情報の利用・転用ルールを整理し、ホームページに公開した(7月)。</li> <li>・ 工場見学の予約サービスの向上を図るため、ホームページを利用した「国立印刷局工場見学オンライン予約サービス」の運用を開始した(12月)。</li> <li>・ 外国人向けサービスを向上させるため、英語版ホームページに、パンフレット「暮らしを支える国立印刷局」を掲載するとともに(9月)、工場見学の紹介ページを新たに作成した。また、上の「国立印刷局工場見学オンライン予約サービス」において、英語を併記した(12月)。</li> <li>・ 国立印刷局フェイスブックについては、銀行券の製造工程の動画やイベント情報等のタイムリーな情報を中心として、計85回の記事掲載を行った。</li> </ul> <p>なお、ホームページのページビュー数は1,993,926件、更新回数は602回となった(参考指標 平成27年度：ページビュー数2,060,504件、更新回数628回)。</p> <p>(ロ) ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況</p> <p>国立印刷局の製品や業務に関する各種問合せ(143件)のうち、営業目的や連絡先不明により回答が困難なもの等(44件)を除く問合せ全て(99件)に回答した。この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答率は、100%となった(参考指標 平成27年度：100%)。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>ホームページについては、平成27年度に引き続き、分かりやすさとアクセシビリティの向上を図るなど、利用者の視点に立ち、各種コンテンツの充実や情報発信を行っている。</p> <p>来館者に対するアンケート結果(5段階評価の平均値：4.50、回答数：平成28年度991件、平成27年度982件)については、年度目標の平均評価3.5超を大きく上回っており、平成27年度に続き高評価を維持している。これは、解説シートの充実を含めた各種取組の実施が、来館者の高い満足度につながっているものと評価できる。</p> <p>工場見学については、東京工場に続き、静岡工場の工場見学を再開して、国民に向けた情報提供の場を増やすとともに、小田原工場の展示物を追加し、彦根工場の展示室の改修計画を進めるなど来場者の満足度を高めるための取組を積極的に行っている。</p> <p>なお、見学者を対象としたアンケートの結果(5段階評価の平均値：4.49、回答数：平成28年度9,273件、平成27年度4,780件)については、年度目標の3.5を大きく上回っており、見学者から高い評価を受けている。</p>



		<p>○博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数）</p> <p>●博物館におけるアンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p> <p>○国民に対する情報発信の充実（参考指標：出張講演等の実績回数）</p>	<p>ロ 博物館における活動及びイベント出展・協力</p> <p>(イ) 博物館展示内容の充実・特別展示等の開催</p> <p>「偽造防止技術の歴史」という視点から製紙技術の歴史を展示するとともに、世界のお札コーナーを新設し、展示内容の充実を図った（5月）。</p> <p>また、常設展に加え、来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を4回開催したほか、情報提供の機会として、お金と切手の展覧会等のイベント出展や日本新聞博物館等への展示協力を計10回行った（参考指標 平成27年度：特別展示等4回、その他の展示会7回）。</p> <p>(ロ) 来館者確保のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別展示の開催情報等について、博物館紹介関連サイトに掲載するとともに、近隣自治体等に対してPR活動を行った。</li> <li>・ 博物館についての関心を高め、銀行券等に関する情報を広めるため、博物館の展示等について、紹介・解説した博物館ニュースを発行し（7月・12月）、来館者等に配布した。</li> <li>・ 外国人来館者へのサービス向上を目的に、博物館の展示内容を解説する英語版の解説シートを作成・設置した。</li> </ul> <p>これらの取組により、博物館来場者数は25,821人となった（参考指標 平成27年度：25,946人）。</p> <p>(ハ) 来館者の満足度</p> <p>各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、来館者の満足度等についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は4.50であった（平成27年度：4.50）。</p> <p>(ニ) 出張講演等の実施</p> <p>国民に対する情報発信の取組の一環として、銀行券の歴史や偽造防止技術に関する内容の出張講演等を2回実施した（参考指標 平成27年度：4回）。</p> <p>ハ 工場における広報活動</p> <p>(イ) 工場見学の受入れ等</p> <p>東京工場、小田原工場及び彦根工場で実施している工場見学のほか、各工場において、広報に係る様々な取組を実施した。</p> <p>具体的な取組については、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京工場の見学施設を活用し、「親子で学ぼう！金融学習バ</li> </ul>	
--	--	--	--	--

		<p>●工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超）</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>○ホームページにおいて、法人や銀行券に関する情報の提供を確実に実施しているか。</p> <p>○博物館の展示・特別展示等の充実により来館者の満足度の向上に取り組むとともに、出展、出張講演等の実施を通じて、情報発信に努めているか。</p> <p>○銀行券印刷工場において見学を積極的に受け入れ、分かりやすい解説や展示を通じて、来場者の満足度の向上に取り組んでいるか。</p>	<p>スツアー」（東京都金融広報委員会等との共催）及び「日本銀行券製造工場見学」（財務省プログラム「平成28年度子ども霞が関見学デー」の一環として開催）を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場間の見学内容（展示物、説明内容等）の統一に向け、東京工場をモデルとして、小田原工場の展示内容の充実を図るとともに、静岡工場の見学施設について、展示物作製や見学施設整備を行い、工場見学を再開した（平成29年3月）。また、彦根工場においては、平成29年度中の展示内容の変更及び設備の更新に向けた準備を進めた。</li> <li>外国人の見学希望者への対応として、英語字幕入りの事業案内ビデオ及び英語版の来場者用案内パンフレットを作成した（9月）。</li> </ul> <p>(ロ) 工場見学者の満足度 東京工場、小田原工場及び彦根工場において、見学者の満足度等についてアンケートを実施した結果、5段階評価による平均評価は4.49であった（平成27年度：4.36）。</p> <p>(ハ) その他の取組 夏休み期間に各地域の居住者及び小・中学校の児童・生徒を対象とした工場特別見学会を開催した。また、地域のイベント開催時に出展を行い、銀行券製造工程の説明、偽造防止技術の紹介等を行った。</p>	<p>以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を120%以上達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成しており、情報提供の手段として、ホームページの充実や工場見学施設の整備などを積極的に実施していると認められることから、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>
--	--	---	---	---

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)  
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に共有することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 通貨の偽造・変造の防止	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号及び第 7 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【難易度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。	関連する政策評価・行政 事業レビュー	(財務省) 平成 28 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 28 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	28 年度	29 年度		27 年度	28 年度	29 年度	28 年度	29 年度
研究開発計画の策定の有無	有		有	有					売上高（百万円）	63,693	57,210		
中間評価における評価指数	全計画平均 90 以上		99.1	98.3					売上原価（百万円）	52,490	45,188		
研究開発活動の成果	終了案件に費やされた費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る		上回った	上回った					販売費及び一般管理費（百万円）	2,917	2,248		
									営業費用（百万円）	55,408	47,436		
									営業利益（百万円）	8,286	9,774		
									従事人員数（人） (各年度 4 月 1 日現在)	4,216	4,199		

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価																	
			業務実績	自己評価																
<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について</p> <p>次の銀行券の改刷をも見据えた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について</p> <p>独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施するため、研究開発計画を策定し、当該計画に沿って着実に研究開発を進めます。</p> <p>また、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価の適切な実施及び評価結果の研究開発計画への適切な反映を行います。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることで、中間評価における評価指数が全計画平均90以上となるよう取り組むとともに、研究開発終了案件に費やされた費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回るよう取り組みます。</p> <p>なお、創出された研究開発成果については、必要に応じて特許出願するなど適切に活用するほか、有用な研究成果については、偽造防止技術等の開発等への影響に配慮しつつ、国内外の会議、学会等で報告します。</p>	<p>●研究開発計画の策定の有無</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について</p> <p>イ 研究開発の実施</p> <p>研究開発の実施に当たっては、6分野25件の研究課題に係る研究開発計画を策定（平成28年3月）し、計画どおり全課題について研究開発を実施した（平成27年度：6分野29件）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の維持・向上</td> <td>8件(8件)</td> </tr> <tr> <td>効率化・合理化に向けた設備開発</td> <td>3件(4件)</td> </tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td> <td>6件(7件)</td> </tr> <tr> <td>製品開発</td> <td>3件(4件)</td> </tr> <tr> <td>環境負荷低減</td> <td>2件(2件)</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>3件(4件)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25件(29件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（）内は、平成27年度実績</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(イ) 偽造防止技術の維持・向上に関する取組</p> <p>近年の諸外国の技術動向を踏まえつつ、新たな技術の創出に向けた技術開発や所有する中核技術の更なるフェーズアップを目指した研究開発に取り組み、実製造設備等による技術検証を実施した。</p> <p>(ロ) 効率化・合理化に向けた設備開発に関する取組</p> <p>検査体制の充実、検査装置の高度化等のための装置開発に取り組み、各種品質検査装置の仕様案を整理した。</p> <p>(ハ) 製紙・印刷技術の高度化に関する取組</p> <p>用紙、版面、インキ等の基本材料に関する各種課題や製造技術等に関する研究開発に取り組んだ。製紙技術については、製紙用原材料に関する検討を進めるとともに、印刷技術については、新たな偽造防止技術の開発を目的に、インキ諸材料の調査、版面製造技術の確立に向けた検証に取り組んだ。</p> <p>(ニ) 製品開発に関する取組</p> <p>銀行券、旅券、印紙その他の製品の高機能化、仕様変更等に反映するため、各種製品の特性を踏まえた製品開発に取り組んだ。</p>	分野	件数	偽造防止技術の維持・向上	8件(8件)	効率化・合理化に向けた設備開発	3件(4件)	製紙・印刷技術の高度化	6件(7件)	製品開発	3件(4件)	環境負荷低減	2件(2件)	基礎的研究	3件(4件)	計	25件(29件)	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>将来の銀行券を視野に入れ、国内外の技術動向、偽造や改刷の状況を勘案しつつ、既存技術の高度化や新規技術の創出に重点を置いた研究開発計画を策定するとともに、当該計画を着実に実施していることは評価できる。</p> <p>研究開発評価に関しては、評価方法の改善に取り組むとともに、研究開発評価システムの運用を通じて研究課題の評価を実施し、その結果を研究開発計画へ反映するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>創出した成果については、特許出願や学会発表等を実施し、独自技術の一つが、学会において表彰されたことは、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。</p>
分野	件数																			
偽造防止技術の維持・向上	8件(8件)																			
効率化・合理化に向けた設備開発	3件(4件)																			
製紙・印刷技術の高度化	6件(7件)																			
製品開発	3件(4件)																			
環境負荷低減	2件(2件)																			
基礎的研究	3件(4件)																			
計	25件(29件)																			

		<p>○事前・中間・事後評価の適切な実施及び評価結果の研究開発計画への適切な反映</p> <p>●中間評価における評価指数(全計画平均90以上)</p> <p>●研究開発活動の成果(終了案件に費やされた費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る)</p>	<p>(ホ) 環境負荷低減に関する取組 環境保全に対する社会的責任を果たすため、電力使用量の削減効果が期待されるインキの研究開発に取り組んだ。</p> <p>(ヘ) 基礎的研究に関する取組 各種技術及び製品の調査分析や印刷物及び諸材料の物理的・化学的特性に関する分析技術等の強化を図るなど、基礎的な研究開発に取り組んだ。</p> <p>ロ 研究開発評価</p> <p>(イ) 評価の実施及び評価結果の反映 研究開発評価システム(注1)の客観性及び信頼性の更なる担保を目的として、課題の評価方法について、細分化等の見直しを行った(9月)。 平成28年度に終了する課題の事後評価、平成29年度に継続する課題の中間評価及び平成29年度に新規設定する候補課題の事前評価については、研究開発評価委員会を開催し、各課題の評価を実施した(12月)。 評価は、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、所期の目的の達成状況等の視点から行い、その結果、見直しの必要が生じた研究課題については、実験計画や人的資源の配分などを再検討した上で、研究開発実施機関にフィードバックを行うとともに、平成29年度の研究開発計画等へ反映した(平成29年1月)。</p> <p>(注1) 研究開発評価システム 研究開発に関する内部評価の仕組み。評価は、評価対象となる研究課題の評価時点に応じて、事前評価、中間評価及び事後評価から構成される。</p> <p>(ロ) 中間評価における評価指数 平成29年度継続予定の課題14件に係る中間評価を実施した結果、評価指数の全計画平均は98.3となった。</p> <p>(ハ) 研究開発活動の成果 平成28年度終了予定の研究課題11件に係る事後評価の結果、研究開発活動に対する成果(終了案件に費やされた費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計)が終了案件に投下された費用の合計を約2.4%上回った。</p>	
--	--	--	--	--

○研究開発成果の適切かつ効果的な活用(特許出願、学会での報告)

ハ 研究開発成果の活用

創出した研究開発成果については、特許出願を行ったほか、国内外の会議、学会等において報告した。

(イ) 特許出願状況

次の各分野における特許について、合計 51 件の出願を行った(平成 27 年度 : 55 件)。

分野	件数
偽造防止技術の維持・向上	24 件 (29 件)
効率化・合理化に向けた設備開発	13 件 ( 9 件)
製紙・印刷技術の高度化	1 件 ( 6 件)
製品開発	12 件 ( 9 件)
環境負荷低減	1 件 ( 0 件)
基礎的研究	0 件 ( 2 件)
計	51 件 (55 件)

※ ( ) 内は、平成 27 年度実績

(ロ) 会議、学会等での報告

有用な研究開発成果 8 件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、下表のとおり国内外の会議、学会等において報告した。

会議、学会等	報告内容	実施月
社会情報基盤研究センターシンポジウム(注 2)	カード券面の偽造防止技術に関する発表	4 月
日本印刷学会(注 3)	微粒子材料を使用した印刷物に関する発表	5 月
	デジタル印刷(可変印刷)に関する発表	5 月
	光学的変化技術に関する発表	5 月
	ワニスの耐光性に関する発表	11 月
	紫外線硬化型インキに関する発表	11 月
ゴムの膨潤評価に関する発表	11 月	
Banknote2016(注 4)	印刷物の指感性向上に関する発表	5 月

なお、光学的変化技術に関する発表は、当該学会において、特に優れている技術に贈られる「研究発表奨励賞」を受賞した。

(注 2) 社会情報基盤研究センターシンポジウム

		<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発計画を策定し、着実に研究開発を進めたか。</li> <li>○研究課題等の適切な評価、評価結果の研究開発計画への反映により、効果的な研究開発の推進や質の向上に努めているか。</li> <li>○創出された研究開発成果の適切な活用及び有用な研究成果の報告が行われているか。</li> </ul>	<p>情報通信技術（ICT）を活用して社会的な課題解決を図るソリューションに関する研究及び政策提言が行われるシンポジウム</p> <p>(注3) 日本印刷学会 印刷に関する学理及びその応用の研究についての発表、連絡、知識の交換、情報の提供等が行われる国内学会</p> <p>(注4) Banknote2016 銀行券のデザイン、製造、発行、流通等に関し情報交換が行われる国際会議</p>	<p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>
--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p> <p>特になし。</p>



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(1)	旅券の製造について		
業務に関連する政策・施策	(外務省) 基本目標Ⅳ 領事政策 施策Ⅳ-1 領事業務の充実 施策Ⅳ-1-1 領事サービスの充実 施策Ⅳ-1-1(3) 円滑な旅券の発給及び国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号
当該項目の重要度・難易度	【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。 【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質及び製造工程の管理が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	(外務省) 平成28年度事前分析表〔外務省28-Ⅳ-1〕 平成28年度行政事業レビューシート 事業番号 0113

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
受注数量製造率	100%		100%	100%	/	/	/	売上高（百万円）	63,693	57,210	/	/	/
納期達成率	100%		100%	100%				売上原価（百万円）	52,490	45,188			
返品率	0%		0%	0%				販売費及び一般管理費 (百万円)	2,917	2,248			
I S O 9001 認証の維持・更新の有無	有		有	有				営業費用（百万円）	55,408	47,436			
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		無	無				営業利益（百万円）	8,286	9,774			
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199			

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造について</p> <p>旅券については、徹底した品質及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、旅券の仕様変更に向け、外務省と調整を図りつつ、必要な取組を行う。</p> <p>さらに、ISO9001認証の維持・更新を行うとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>2. 銀行券等事業（銀行券以外）</p> <p>(1) 旅券の製造について</p> <p>旅券の製造に当たっては、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより、受注した数量を確実に製造し、指定された納期での納品を確実にいたします。</p> <p>旅券の仕様変更に向け、外務省と調整を図るとともに、関係当局との情報交換や国内外における技術動向の調査を行い、偽変造防止技術の高度化、製造設備に関する研究開発に取り組みます。</p> <p>また、ISO9001の運用、認証の継続を行うこと等により、品質管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取扱規程を遵守し作業考査や点検等を実施するとともに、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>●受注数量製造率（100%）</p> <p>●納期達成率（100%）</p> <p>○旅券の仕様変更に向けた検討と成果</p>	<p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>業務実績</p> <p>(1) 旅券の製造について</p> <p>イ 柔軟で機動的な製造体制</p> <p>旅券の製造については、製造工場での二交替勤務体制の実施や人員交流及び工場間での製品交流を実施することにより、外務省との契約に基づく数量を納期までに納入するとともに、諸材料や仕掛品在庫を確保したほか、故障リスクの高い設備予備部品を備えることにより、設備の突発故障や大規模災害への対応を図った。</p> <p>(参考) 年間受注数量 (3,240.55千冊)</p> <p>ロ 旅券の仕様変更等に向けた取組</p> <p>旅券の仕様変更等については、外務省からの依頼に基づき、次期旅券（注1）、次世代旅券（注2）及び集中作成（注3）の検討を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次期旅券については、冊子仕様案（デザイン及び偽造防止技術）を検討し外務省へ提案するとともに、試作冊子を作製し、外務省と協議を行った（平成29年3月）。また、外務省から要請のあったIC機能の強化に対応するため、既設設備の改造や実施時期等について検討・整理を図った。</li> <li>次世代旅券及び集中作成については、集中作成を前提とした冊子の基本仕様や偽造防止技術の検討、大型作成機やシステムの調査・検討を行った。</li> <li>国内外の会議等に参画し旅券の国際標準や諸外国の動向について調査するとともに、東京入国管理局と情報交換を行い、外国旅券の偽造防止技術について調査するなど、最新の偽変造防止技術の動向の把握に努め、次世代旅券における製品開発の参考とした。具体的には、国内ではIC旅券調査委員会（注4）等に参画（16件）したほか、海外ではICAOシンポジウム（注5）等の会議・検討会に参画（3件）した。</li> </ul> <p>(注1) 次期旅券 現行旅券を基本に、デザイン変更及びIC機能を強化した旅券（平成31年度導入予定）</p> <p>(注2) 次世代旅券 次期旅券導入後、新たな偽造防止技術の付与や冊子形態の変更などにより、セキュリティを一層強化した旅券</p>	<p>自己評価</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>旅券冊子仕上工程における交替勤務体制の継続や、繁忙期における人員及び製品交流の実施等の弾力的な対応により、外務省と契約した数量を指定された納期までに納入したことは評価できる。</p> <p>旅券の仕様変更等については、外務省の依頼に基づき、新しいデザインと高度化した偽造防止技術を組み合わせた次期旅券の試作品を作製・提示するとともに、次世代旅券の基本仕様や製造設備の調査・検討を開始するなど、外務省と協議を重ねながら、着実に取組を進めている。</p> <p>ISO9001認証の継続、PDCAサイクルによる継続的な業務の改善、定期的な作業考査等を実施し、品質管理等の徹底に取り組んでいる。</p>

		<p>● I S O 9 0 0 1 認証の維持・更新の有無</p> <p>● 返品率（0%）</p> <p>● 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>○柔軟で機動的な製造体制を構築し、製品を確実に納入したか。</p> <p>○徹底した品質及び工程管理を行い、外務省との契約を確実に履行したか。</p> <p>○将来の旅券の仕様変更に向け取り組んだか。</p>	<p>(注3) 集中作成 全国の旅券事務所でやっている個人情報書込作業を集中的に行うもの</p> <p>(注4) I C 旅券調査委員会 国際標準に準拠した、将来の旅券用 I C の仕様案等を検討するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会</p> <p>(注5) I C A O シンポジウム 旅券に関する基本方針、将来展望の公表や最新技術等の情報交換の場として、I C A O（国際民間航空機関）が主催する会合</p> <p>ハ 品質管理等の徹底 I S O 9001（注6）の運用、認証の継続については、2008年版から2015年版へ規格改正されたことから、工場においてマニュアル改定に取り組むとともに、維持審査に併せ新規格への移行審査を受審し、認証を継続した（9月）。また、品質管理に関する打合せ会や個別事案の打合せを適宜実施することにより、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、P D C A サイクルによる継続的な業務の改善に取り組んだ。さらに、四半期ごとに実施する作業考査において、散逸防止、保管・数量管理など、ポイントを絞り管理体制を計画的にチェックすることにより、統制の有効度を評価し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理を厳格に行った。 なお、返品はなく、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生もなかった。</p> <p>(注6) I S O 9001 製品やサービスの品質保証を通じて、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格</p>	<p>以上のことから、「旅券の製造」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>
--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)  
特になし。

様式 3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(2)	その他の製品について		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号、第3項
当該項目の重要度・難易度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
受注数量製造率	100%		100%	100%	/	/	/	売上高（百万円）	63,693	57,210	/	/	/
納期達成率	100%		100%	100%				売上原価（百万円）	52,490	45,188			
返品件数	0件		3件	0件				販売費及び一般管理費 (百万円)	2,917	2,248			
情報漏えい、紛失・盗 難発生の有無	無		有	無				営業費用（百万円）	55,408	47,436			
								営業利益（百万円）	8,286	9,774			
								従事人員数（人） (各年度4月1日現在)	4,216	4,199			

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業（銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) その他の製品について 切手等については、徹底した品質及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。	(2) その他の製品について 切手等の製品については、発注者との契約に基づく数量を確実に製造するとともに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。 また、品質管理の徹底を図り、納期までに規格内製品を確実に納入します。さらに、偽造防止技術等に関する秘密管理の徹底により情報漏えいの発生を防止します。あわせて、製品の取	●受注数量製造率（100%） ●納期達成率（100%）	(2) その他の製品について イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入 切手等の製品については、製造工場における人員交流や工場間での製品交流を実施することにより、発注者との契約に基づく数量を納期までに納入した。特に、郵便料金改定に伴う新料額券種については、発注者の要望に応え短期間で製造した。  ロ 発注者に対する提案 郵便切手については、発注者に対して特殊用紙（シール用紙、和紙用紙など）を用いた製品サンプルを提案した結果、平成29年6	<評価と根拠> 評価：B  切手等の製品については、人員交流や製品交流など柔軟な対応を図り、発注者と契約した数量の製品製造、納入を確実に実施している。  郵便切手や印紙、証紙について、発注者に対して積極的に企画提案を継続しており、そのうち、郵便切手（シール切手、「日

	<p>扱規程を遵守し作業考査や点検等を実施するとともに、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>●返品件数（0件） ●情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ○品質管理を徹底し、発注</p>	<p>月発行予定のシール切手（ハッピーグリーティング切手）を受注した。また、平成 27 年度に引き続きグラビア凹版印刷に関する企画提案を行い、「日本の建築シリーズ第 2 集」及び同切手帳を受注するとともに、同シリーズ第 3 集の受注に向けた提案も行った。</p> <p>印紙、証紙の仕様変更を検討している発注者に対して、新たな偽造防止技術を盛り込んだ企画提案を行った。</p> <p>ハ 品質管理等の徹底</p> <p>本局・工場間で品質管理打合せ会や個別事案の打合せを適宜実施し、品質管理・情報管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCA サイクルによる改善活動を実施した。また、四半期ごとに実施する作業考査において、散逸防止、保管・数量管理など、ポイントを絞り管理体制を計画的にチェックすることにより、統制の有効度を評価し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理を厳格に行った。</p> <p>さらに、個人情報を取り扱う製品については、ISO27001（注）について、外部審査機関の維持審査を受審し、認証を継続した（9月）。</p> <p>なお、返品はなく、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生もなかった。</p> <p>（注）ISO27001</p> <p>組織が保有する情報資産について、情報漏えいや不正利用防止を図る枠組みである情報セキュリティマネジメントシステムを維持するとともに、継続的改善を実現する国際規格</p> <p>ニ 通知カードの製造・管理</p> <p>通知カードの製造・管理については、作業マニュアルの遵守を含めた工程管理の徹底及び製造トラブルへの対策の実施について委託業者へ指導するとともに、委託業者へ赴き指導内容の履行状況を確認することによりチェック体制の強化を図った（8月・11月）。</p> <p>確認の結果、作業マニュアルの遵守を含めた工程管理の徹底、製造ラインからの製品の取り出しを防止するカバーの設置、カメラによる履歴管理等の対策が実施されていることを確認した。</p> <p>また、通知カードの宛名文字サイズ拡大化の要望については、情報加工・管理システムのプログラム改修を行い、7月納入分から、その対応を図るとともに、新生児分等の製造を行い、指定郵便局に納入した。</p>	<p>本の建築シリーズ第 2 集」及び同切手帳）は受注につながっている。</p> <p>通知カードについては、作業マニュアルの遵守を含めた工程管理の徹底、製造トラブルへの対策の実施に係る指導、指導内容の履行状況の確認によるチェック体制の強化を図るなど、継続的な改善を実施している。</p> <p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成している</p>
--	--	--	---	---

		者との契約を確実に履行したか。		ほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。  <課題と対応> 特になし。
--	--	-----------------	--	--

4. その他参考情報				
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(1)	官報の編集・印刷について		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第6号及び第7号官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）
当該項目の重要度・難易度	<p>【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。</p> <p>【難易度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
掲示すべき時間での官報 掲示達成度	100%		100%	100%				売上高（百万円）	10,444	10,628			
インターネット版官報の サービス稼働率	99.0%		100%	99.9%				売上原価（百万円）	7,975	7,434			
官報情報検索サービスの サービス稼働率	99.5%		100%	99.9%				販売費及び一般管理費 （百万円）	658	701			
インターネット版官報及 び官報情報検索サービス の広報活動件数	過去5年 平均以上	52件以上	53件	58件				営業費用（百万円）	8,633	8,135			
I SMS 認証の維持・更 新の有無	有		有	有				営業利益（百万円）	1,811	2,493			
情報漏えい・紛失発生 の有無	無		無	無				従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,216	4,199			
100ページ当たり訂正 記事箇所数の削減	過去5年 平均以下 0.32 (100以下)		[目標:0.31] 0.30 (97)	[目標:0.32] 0.23 (72)									

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。



3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価											
			業務実績	自己評価										
<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷について</p> <p>平常時はもとより、災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実にされるよう官報の製造体制を維持するとともに、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応することにより、課せられた役割を果たす。</p> <p>また、電子媒体による官報の需要の高まりを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、インターネット版官報や官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。</p> <p>さらに、入稿の方法や手続きに係る検討や利用者ニーズの把握などを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。</p>	<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷について</p> <p>官報については、掲示すべき時間での確実な官報掲示を行います。</p> <p>国内外の緊急時や大地震の発生時等における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に行うことができるよう、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の構築・維持に取り組む、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。</p> <p>また、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を適切に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については99.0%以上、官報情報検索サービスについては99.5%以上の稼働率となるよう取り組むとともに、バックアップ体制の強化に向け、取組を進めます。</p> <p>さらに、内閣府等の要請に基づき、インターネット版官報の政府調達公告版については、公開期間を拡大するとともに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報や官報情報検索サービスの周知に努めます。</p> <p>作業考査や点検等を通じて品質及び製造工程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、訂正記事箇所数が過去5年間の実績平均値(100ページ当たり)を100とした相対比率について、100以下となるよう取り組みます。</p>	<p>● 掲示すべき時間での官報 掲示達成度 (100%)</p> <p>○ 緊急官報の製造に向けた体制の維持</p> <p>● インターネット版官報のサービス稼働率 (99.0%)</p>	<p>(1) 官報の編集・印刷について</p> <p>イ 官報の確実な掲示</p> <p>掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うため、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に努めたことにより、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。また、特別号外の掲示・閲覧用官報の電送授受を開始し、掲示までの時間を短縮した。</p> <p>なお、発行された官報は809件であり、このうち特別号外(通常発行以外の官報号外)は39件(うち4件は入稿当日に発行)であった。</p> <p>【内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本紙</td> <td>243件</td> </tr> <tr> <td>号外</td> <td>284件</td> </tr> <tr> <td>特別号外</td> <td>39件(うち4件は入稿当日に発行)</td> </tr> <tr> <td>政府調達公告版</td> <td>243件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 緊急官報発行のための体制の構築・維持</p> <p>緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、製造訓練を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度に作成した業務別手順書に基づく対応手順を習得した上で、政府の「防災の日」総合防災訓練において虎ノ門地区における緊急官報製造訓練を行った(9月)。</li> <li>政府の総合防災訓練に加え、国立印刷局の自主的な取組として、緊急官報製造訓練を行い、緊急官報製造体制の確立に向け更なる手順の定着化を図った(平成29年3月)。</li> </ul> <p>ハ 官報電子配信の安定稼働</p> <p>インターネット版官報や官報情報検索サービスによる官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステム稼働状況の管理やサービス継続のための緊急対応等に努めるとともに、サーバ機器等のバックアップ体制の強化に向け、詳細設計、開発等の準備を行った。12月にインターネット版官報や官報情報検索サービスに</p>	種別	件数	本紙	243件	号外	284件	特別号外	39件(うち4件は入稿当日に発行)	政府調達公告版	243件	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>内閣府と連携を図りつつ柔軟な体制を継続したほか、掲示までの時間短縮に取り組むなど、迅速かつ確実な官報掲示に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>発災時を想定した官報製造訓練等を行い、迅速かつ確実に緊急官報を製造できる体制を確保・維持している。</p> <p>インターネット版官報や官報情報検索サービスについては、日常管理を徹底するとともに、緊急対応等を確実に実施し、システム機器等の一層の安定稼働に努めている。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動については、機会を捉え、当該サービスの利用の推進に向けて、積極的な周知に取り組んでいる。</p> <p>訂正記事箇所数については、部門間における情報共有を図るとともに、作業方法の改善等により、更なる削減に取り組んでいる。</p> <p>公開前情報については、組織再編に伴うI SMSの認証範囲の拡大についても確実に対応するとともに、情報管理意識の啓もう活動を行い、情報漏えいや紛失の発生を防止している。</p> <p>電子入稿の推進については、各府省庁の関係者への研修や説明会を行うとともに、法制執務業務支援システムにも対応するなど積極的に取り組んでいる。</p>
種別	件数													
本紙	243件													
号外	284件													
特別号外	39件(うち4件は入稿当日に発行)													
政府調達公告版	243件													

	<p>情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行いつつ、改ざん防止等の更なる措置を講じます。また、情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。</p> <p>関係省庁等に対し更なる電子入稿の協力要請を行うとともに、入稿の方法や手続きに係る検討、利用者ニーズの把握などを通じて、作業の迅速化や業務の効率化に向けて取り組みます。</p>	<p>●官報情報検索サービスのサービス稼働率（99.5%）</p> <p>●インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数（過去5年平均以上）</p> <p>●100ページ当たり訂正記事箇所数の削減（過去5年平均以下）</p>	<p>において閲覧障害が発生したものの、サービス継続のための緊急対応等を迅速に行った。</p> <p>その結果、稼働率は両サービスともに99.9%となった。</p> <p>ニ インターネット版官報の政府調達公告版の公開期間拡大 内閣府等の要請に基づき、インターネット版官報の政府調達公告版については、掲載期間の期限を設けず公開することとした（4月）。</p> <p>ホ インターネット版官報等の周知 各種イベントや操作研修における実演のほか、各地方方法務局に法定公告パンフレットを配布・設置するなど、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動を行った（58件）。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「第39回お金と切手の展覧会（金沢）」において、来場者に対して、展示物等を用いて官報を紹介するとともに、インターネット版官報及び官報情報検索サービスの操作方法や検索方法の実演を行った（1件、8月）。</li> <li>「第18回図書館総合展」において、来場者に対して、官報及びインターネット版官報の広報活動を行った（1件、11月）。</li> <li>公立図書館が実施する操作講習会に職員を講師として派遣し、官報の歴史や役割、官報情報検索サービスの操作方法などの講習会を開催した（8件、6月・10月・平成29年1月・平成29年3月）。</li> <li>官報の法定公告や官報情報検索サービスの広報活動として、各地方方法務局を訪問し、パンフレットの設置を依頼した（48件）。</li> </ul> <p>へ 訂正記事箇所数削減に向けた取組 日常の品質管理等の徹底に加えて、作業考査や点検を通じて各種規程類に基づく品質・製造工程管理が確実に行われていることを確認した。また、正誤連絡会を毎月開催し、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の実施を図った。これらの取組により、100ページ当たりの訂正記事箇所数は0.23箇所となり、目標値（0.32箇所）を下回った（過去5年間の実績平均値を100とした相対比率：72）。</p> <p>ト 公開前情報の管理 東京工場において、情報セキュリティ・マネジメント・システム（以下「ISMS」という。注1）の運用及び情報管理意識の啓もう並びに各種規程類に基づく情報管理の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度のISMSの運用については、事務管理部門の再編に伴</li> </ul>	
--	---	---	---	--

		<p>● I SMS 認証の維持・更新の有無</p> <p>● 情報漏えい・紛失発生の有無</p> <p>○ 電子入稿を行う者の拡大</p> <p>○ 作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組</p>	<p>う認証部門の見直しを行ったため、新たに認証範囲となる部門では、I SMS の内容を理解させることを目的に階層別研修を実施（4 月～7 月）するなど、情報管理の徹底やリスク管理の推進等に取り組んだ。</p> <p>なお、I SMS については、認証期限満了（3 年ごとに更新）に伴い、外部審査機関の更新審査を受審し、認証を継続した（12 月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インサイダー取引等に対する意識の啓もうと不正行為の未然防止を目的として、国立印刷局内外の関係者に研修等を行った（5 月～6 月：国立印刷局、5 月：官報販売所）。</li> <li>・ 作業考査（6 月・9 月・12 月・平成 29 年 3 月）や秘密管理点検（注 2）（年 1 回）を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止に取り組んだ。</li> </ul> <p>なお、情報漏えい・紛失の発生はなかった。</p> <p>（注 1） I SMS 情報の流失・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（日本情報経済社会推進協会が認定）</p> <p>（注 2） 秘密管理点検 リスク事案の対策や各種規程類の遵守状況を確認するために、官報部職員が実施する点検</p> <p>チ 電子入稿の推進 作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各府省庁に協力要請を行うなど、電子入稿の推進を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省行政管理局が主催する「電子文書交換システム操作研修（4 月・10 月）」に職員を講師として派遣し、引き続き各府省庁等の関係者に対して官報原稿の電子入稿を要請した結果、新たに特許庁が電子入稿を開始した（平成 29 年 1 月）。</li> <li>・ 国立印刷局が開催した入稿方法及び入稿期限の改善（完全原稿（注 3）による電子入稿）に係る説明会において、各府省庁に対して官報原稿送付書作成ツール（注 4）を利用した電子入稿を要請した（4 回、7 月～8 月）。</li> <li>・ 総務省の開発による法制執務業務支援システム（注 5）を活用した電子入稿について、関係省庁と具体的な運用方法等について調整を行うとともに、電子入稿用端末の設置等の環境整備や運用手順の整理などを行い、法律、政令の入稿への対応を開始した（平成 29 年 1 月）。</li> </ul>	
--	--	--	--	--

		<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時の対応を想定した作業体制の確保に努めているか。</li> <li>○訂正記事箇所数の削減に努め官報の正確かつ確実な発行に努めているか。</li> <li>○情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行っているか。</li> </ul>	<p>(注3) 完全原稿 出稿府省庁が記事の内容等を完全に保証した原稿</p> <p>(注4) 官報原稿送付書作成ツール 省庁間電子文書交換システムを使用し、官報原稿（省令、告示等、官庁公告政府調達公告）を政府共通ネットワーク経由で入稿する機能を有するツール</p> <p>(注5) 法制執務業務支援システム（e-LAWS） 法令やその改正情報から「新旧対照表」を作成すると、自動的に「改める文」を生成するもの</p>	<p>以上のことから、「官報の編集・印刷」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>
--	--	---	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-3-(2)	その他の製品について			
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第6号及び第7号	
当該項目の重要度・難易度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	—	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
受注数量製造率	100%		100%	100%	/	/	/	売上高（百万円）	10,444	10,628	/	/	/
納期達成率	100%		100%	100%				売上原価（百万円）	7,975	7,434			
返品件数	0件		0件	0件				販売費及び一般管理費 （百万円）	658	701			
								営業費用（百万円）	8,633	8,135			
								営業利益（百万円）	1,811	2,493			
								従事人員数（人） （各年度4月1日現在）	4,216	4,199			

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業（官報、法令全書、法律案等国会用製品等）の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) その他の製品について 国会用製品等については、徹底した品質及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。	(2) その他の製品について 国会用製品等の製品については、作業考査や点検等の実施を通じて品質及び製造工程管理に取り組むほか、数量確認、進捗管理を徹底することで、発注者との契約に基づく数量を確実に製造します。また、納期までに規格内製品を確実に納入します。 なお、引き続き、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の	●受注数量製造率（100%） ●納期達成率（100%） ●返品件数（0件）	(2) その他の製品について イ 国会用製品等の確実な製造及び納入 ・ 国会用製品等については、作業考査や点検等を通じて、内部規程に基づく情報・品質管理の履行状況を確認するなど、管理の徹底を図った。 ・ 国会運営に影響を及ぼす国会用製品等については、衆議院・参議院事務局等との緊密な連携を図りつつ、製造工程管理を徹底した。また、東京工場と国会分工場における製品交流を実施するなど柔軟な対応を図り、発注者との契約に基づく数量を製造し、納期までの納品を完遂した。 なお、返品の発生はなかった。	<評定と根拠> 評定：B  国会用製品等については、作業考査や点検等による内部規程の遵守に取り組み、情報・品質管理等の徹底を図っている。  発注者からの要請・要望に対する的確かつ柔軟に対応し、製品の確実な製造及び納入を完遂している。

	<p>一般競争入札による受注・製造は行いません。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;  ○発注者との契約に基づき、製品を確実に製造し、納入したか。</p>	<p>ロ 一般競争入札への参加  官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。</p>	<p>以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし。</p>
--	------------------------------	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)  特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(1)	組織の見直しについて		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
給与水準の公表の有無	有		有	有	/	/	/		
(参考指標) 期末人員数（フルタイム再任用職員を含む）			4,204人	4,186人					
(参考指標) 売上高人件費比率			38.2%	41.9%					

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>III. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直しについて</p> <p>① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。</p> <p>② 給与水準について、国家公務</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直しについて</p> <p>① 業務を効率的かつ確実に実施していくため、組織の見直しに取り組むとともに、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務量等に応じた適正な人員配置を行うとともに、人員及び人件費の削減に取り組めます。</p> <p>なお、行政執行法人化に伴い、ガバナンスの強化やマネジメントの質の向上を図るため、平成27年度に実施した本局組織の再編を踏まえ、研究所及び工場の組織の再編を行います。</p> <p>② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続き</p>	<p>○適正な人員配置</p> <p>○組織の効率化（参考指標：期末人員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率）</p> <p>※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役職員の報酬・給与等について」中の「III 総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」をいう。以下同じ。</p>	<p>(1) 組織の見直しについて</p> <p>① 行政執行法人化に伴い、ガバナンスの強化及びマネジメントの質の向上等を目的として平成27年4月に実施した本局組織の再編に引き続き、本局組織との機能連携、内部統制の強化等を目的として、研究所及び工場の事務管理部門の組織再編を実施した（4月）。</p> <p>再編後の円滑な運用に資するため、各機関総務部長等打合せ会を開催し、組織・職制の改正の趣旨等に関する説明を行った（4月）。</p> <p>平成29年度に向けて、設備投資による効率化等の施策と「国家公務員の雇用と年金の接続について」の閣議決定（平成25年3月）に伴う再任用フルタイム職員の段階的な増加、更にはその後の大量退職の状況を踏まえつつ、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮し、人員計画を策定した（6月）。</p> <p>期末人員数（フルタイム再任用職員を含む）及び売上高人件費比率（注）の実績については、下表のとおりである。</p> <p>(注) 売上高人件費比率＝人件費÷売上高</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>平成28年度期首における工場等の事務管理部門の再編後においては、各機関の運営状況のフォローアップ、組織再編の趣旨について各機関への周知を行うことを通じ、工場等における効率的かつ確実な業務運営を図っている。</p> <p>職員の高年齢化が進展し、今後、退職する職員の増加が見込まれる中で、業務の質を維持するための人員を確保しつつ、設備投資等による効率化、適正配置等の施策を併せて実施することにより、人員数を抑制しつつ、業務を効率的かつ確実に実施する体制の確保に取り組んでいる。</p> <p>平成28年度における給与水準については、一般職給与法適用国家公務員の給与を参酌しつつ、公正な第三者である中央労働委員会による調停に基づき、適正な水準と</p>

<p>員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。</p>	<p>ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準を国立印刷局ホームページにおいて公表します。</p>	<p>○適正な給与水準の維持</p> <p>●給与水準の公表の有無</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>○業務を効率的かつ確実に実施するため、組織の見直しに取り組んでいるか。</p> <p>○適正な給与水準の維持に取り組んでいるか。</p>	<table border="1" data-bbox="1576 134 2279 548"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末人員数（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 28 年度末</td> <td>一般職員 4,075 人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 111 人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,186 人 (3.31 付け退職者の 132 人を含む。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 27 年度末</td> <td>一般職員 4,142 人</td> </tr> <tr> <td>フルタイム再任用職員 62 人</td> </tr> <tr> <td>合計 4,204 人 (3.31 付け退職者の 198 人を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1576 590 2279 737"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上高人件費比率（参考指標）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>41.9%</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>38.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成 28 年度における国立印刷局役職員の給与水準については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員（以下「一般職給与法適用国家公務員」という。）の給与水準と比較した年齢勘案のラスパイレス指数が、事務・技術職員が 91.5（平成 27 年度：90.5）、研究職員が 78.0（平成 27 年度：77.7）となった。</p> <p>なお、平成 27 年度における国立印刷局役職員の給与水準については、総務省が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、ホームページで公表した（6 月）。</p>		期末人員数（参考指標）	平成 28 年度末	一般職員 4,075 人	フルタイム再任用職員 111 人	合計 4,186 人 (3.31 付け退職者の 132 人を含む。)	平成 27 年度末	一般職員 4,142 人	フルタイム再任用職員 62 人	合計 4,204 人 (3.31 付け退職者の 198 人を含む。)		売上高人件費比率（参考指標）	平成 28 年度	41.9%	平成 27 年度	38.2%	<p>なるよう努めており、ラスパイレス指数では、一般職給与法適用国家公務員より低い水準となっている。</p> <p>以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>
	期末人員数（参考指標）																			
平成 28 年度末	一般職員 4,075 人																			
	フルタイム再任用職員 111 人																			
	合計 4,186 人 (3.31 付け退職者の 132 人を含む。)																			
平成 27 年度末	一般職員 4,142 人																			
	フルタイム再任用職員 62 人																			
	合計 4,204 人 (3.31 付け退職者の 198 人を含む。)																			
	売上高人件費比率（参考指標）																			
平成 28 年度	41.9%																			
平成 27 年度	38.2%																			

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）  
特になし。



様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
II-1-(2)	業務の効率化について	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー —

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(参考指標) 売上原価を構成する固定費		43,950 百万円	44,246 百万円	45,412 百万円	/	/	/	平成 31 年度の売上原価を構成する固定費を平成 26 年度の実績値以下とする。
情報システム整備運用計画の策定の有無	有		有	有				
調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	○		○	○				
調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	有		有	有				
契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	0 件		0 件	0 件				
(参考指標) 障害者就労施設等からの調達件数及び金額		16 件 2 百万円	31 件 14 百万円	38 件 5 百万円				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) 業務の効率化について ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を対象として中期的な観点から設定した固定費の目標達成に向けて必要な取組を行う。 また、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。	(2) 業務の効率化について ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を対象として中期的な観点から設定した固定費の削減目標の達成に向けて必要な取組を行います。 情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を	○業務の効率化の推進(参考指標:売上原価を構成する固定費) ○効率化に向けた業務の見直し	(2) 業務の効率化について ① 固定費の削減及び情報システム関連機器の更新 イ 固定費の削減 平成 27 年度に整備した単年度管理型の新たな予算執行に係る管理方法を適切に実施するとともに、各工場等と連携・調整を図り、可能な限りコスト削減に努めたこと等により、売上原価を構成する固定費(参考指標)(注)は、事業計画に比べて 429 百万円減少し、45,412 百万円となった(平成 28 年度事業計画:45,841 百万円)。  (注) 売上原価を構成する固定費=当期総製造費用(版面等費用を除く。)-変動費 変動費=原材料費+外注加工費+時間外手当+運送費+燃料費+光熱水費	<評定と根拠> 評定:B  売上原価を構成する固定費については、予算執行管理の徹底により、修繕費が減少したことなどから、計画と比較して下回っている。今後もコスト削減に努め、平成 31 年度における削減目標に向け、更なる予算執行管理の強化を図っていく。  情報システム整備運用計画に基づき情報システム関連機器等の更新を計画的に実施することにより、現行システムの機能性・利便性の向上を図り、業務の効率化、迅速化の推進を図っている。

<p>② 調達にかかる契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p> <p>また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）に基づいた調達を行うよう努める。</p> <p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成27年12月16日付官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>施します。</p> <p>② 調達にかかる契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を推進します。</p> <p>公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、平成28年6月末までに「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。</p> <p>また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号）の趣旨に基づき、中小企業者、障害者就労施設等及び母子・父子福祉団体等からの調達に努めます。</p> <p>なお、障害者就労施設等からの調達については、前年度の実績を上回るよう取り組みます。</p> <p>③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術の漏えい防止に配慮しつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。</p>	<p>●情報システム整備運用計画の策定の有無</p> <p>○適時適切な情報システム関連機器の更新</p> <p>●調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p> <p>●調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無</p>	<p>ロ 情報システムに係る整備運用計画の策定及び関連機器の更新 情報システムの機能性・利便性の向上を図るなど更なる業務の効率化等を推進するため、情報システム整備運用計画を策定し(9月)、当該計画に基づき関連機器等の更新を実施した。</p> <p>なお、更新した主なシステムについては、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立印刷局ネットワークシステム（パソコン管理サーバ、部門サーバ、グループウェアサーバ）</li> <li>・ 統合業務システム（サーバ）</li> <li>・ 原価管理システム</li> <li>・ 統合予算・決算書システム（クライアント）</li> <li>・ 一般系編集システム</li> </ul> <p>② 調達等合理化計画の取組等</p> <p>平成28年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画（以下「合理化計画」という。）を策定し公表（6月）するとともに、その策定に当たっては、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会において点検を受け、その審議結果についてもホームページで公表した（8月）。</p> <p>合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況について、合理化計画に定める契約適正化推進チーム及び調達等合理化委員会において点検した（5月・6月・11月・12月）。</p> <p>なお、原材料等の購入における調達する1単位当たりの単価の削減など合理化計画の評価指標は、全て達成した。</p> <p>合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 合理化計画に基づく取組</p> <p>（イ）重点的な取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料等購入に関する調達において、技術審査合格者が複数者となる見込みがないことを確認した28品目について、一般競争入札から随意契約へ契約方式を変更した。</li> <li>また、技術審査を要しない原材料等購入に関する調達において、連続して契約相手方が同一となっている1品目の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した上で、一般競争入札から随意契約へ契約方式を変更した。</li> <li>この結果、合計29品目について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から71百万円を削減した。</li> <li>・ 技術審査を実施している原材料等について、調達先を拡大するため、引き続き技術審査の実施に関する情報をホームページで公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対し</li> </ul>	<p>調達の合理化については、調達等合理化委員会による取組状況の点検を受け、着実に実施している。</p> <p>その結果、合理的な契約方式に変更した原材料等の購入等において各契約案件の当初提示額に対し、価格交渉を行い単価の削減を図り（合計81百万円）、事務の合理化及び経費の削減に寄与している。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底については、契約事務フローの点検を実施し、現行のリスクマネジメントが有効かつ効果的なものとなっているかの確認をした上で改善を図ったことは、リスクの低減を図るとともに、契約事務の適正化の推進に寄与したものと認められる。</p> <p>また、一者応札・一者応募の削減に向け取り組むなど、合理的な調達の推進を図っている。</p> <p>業務効率化等の視点に立ち、業務フロー等の分析を行い、情報漏えいの発生防止を強化した上で、民間への業務委託を実施している。</p>
--	--	--	--	--

			<p>て、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産設備購入に関する調達において、製造業者等が一に限定されないものの、特定の専門的な知識を有する者に限定される1件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した上で、一般競争入札から随意契約へ契約方式を変更した。</li> </ul> <p>また、生産設備保守・修理等に関する調達において、これまで連続して契約相手方が同一となっている24件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した上で、一般競争入札から随意契約へ契約方式を変更した。</p> <p>この結果、合計25件について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から8百万円を削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造関係契約以外の設備の保守・修理等に関する調達において、限定された者しか対応又は動作保証ができない契約で、これまで連続して契約相手方が同一となっている8件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した上で、一般競争入札から随意契約へ契約方式を変更した。</li> </ul> <p>当該8件について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から2百万円を削減した。</p> <p>(ロ) 調達に関するガバナンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約適正化推進チーム及び調達等合理化委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約全件について点検(5月・6月・11月・12月)し、その結果を契約監視委員会に諮った(6月・12月)。</li> <li>実務担当者及び契約実務担当部門の管理監督者として必要な知識・技能の付与を目的とした研修を実施した(6月・12月)。</li> </ul> <p>また、電子入札システムの操作に必要な知識の付与を目的とした研修を実施した(6月～7月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約事務フローの各プロセスに潜在する各リスクについては、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものとなっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を含め「契約事務フロー点検実施結果」として取りまとめ、各機関に周知した(平成29年3月)。</li> </ul> <p>(ハ) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一者応札・一者応募に係る取組として、一般競争入札等に</li> </ul>	
--	--	--	---	--

		<p>●契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0件）</p> <p>○障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額）</p>	<p>おける入札参加申込期間の十分な確保、仕様書の見直し、競争参加資格の拡大等、競争性、透明性の確保を図った結果、前回一者応札・応募であった 26 件の契約が二者以上の応札・応募となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少額随意契約に係る取組として、少額随意契約としていた購入契約について、仕様書の見直し等を行った上で統合し、一般競争入札に移行した（8件）。</li> <li>情報開示の取組として、参入業者をできる限り多く確保するため、ホームページで契約発注見通しを公表した（6月：210件、11月：247件）。 また、毎月の契約実績について、ホームページで公表した。</li> </ul> <p>ロ 契約監視委員会における定期的な契約の点検の実施 競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約に関して、契約監視委員会において点検を受けた結果、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められた契約はなかった（6月・12月）。 なお、審議概要について、速やかにホームページで公表した。</p> <p>ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づく対応 (イ) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づき、「平成28年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約の方針」を策定してホームページで公表（10月）し、中小企業者の受注機会の増大に向けて取り組んだ。</p> <p>(ロ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく対応 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、「平成28年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、ホームページで公表（5月）するとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図った結果、調達件数及び金額は、38件、5百万円（うち、一般競争入札1件、1百万円）となった（参考指標 平成27年度：31件、14百万円（うち、一般競争入札1件、10百万円））。</p> <p>(ハ) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置</p>	
--	--	--	--	--

		<p>○民間への業務委託の検討</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>○業務の効率化に対する取組（固定費の削減、情システム関連機器の更新）が進んでいるか。</p> <p>○調達等合理化計画の取組を着実に実施しているか。</p> <p>○民間への業務委託の検討を行っているか。</p>	<p>法に基づく対応</p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成 24 年法律第 92 号）に基づき、母子・父子福祉団体から物品等の調達に取り組んだ。</p> <p>③ 民間への業務委託の検討</p> <p>通知カードの製造の一部について、作業マニュアルの遵守を含めた工程管理の徹底及び製造トラブルへの対策の実施について委託業者へ指導するとともに、委託業者へ赴き指導内容の履行状況を確認（8 月・11 月）することによりセキュリティを確保し、特定個人情報の取扱いを熟知した民間への業務委託を行った。</p>	<p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）  
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III-1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経常収支率	100%以上		105%	110%	/	/	/	事業計画は105%以上
販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の削減	過去5年平均以下 (平成23年度～27年度)	6,252百万円以下	[目標: 6,126百万円] 7,038百万円	6,440百万円				
独立行政法人通則法に基づく情報開示	100%		100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>IV. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>国立印刷局は、基幹となる銀行券事業が、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目に</p>	<p>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。</p> <p>平成28年度の予算、収支計画及び資金計画は、以下のとおりです。</p> <p>原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握するとともに、事業別管理を行うことにより、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。</p> <p>行政執行法人として、事業の継続性を確保し、事業基盤の強化を図るため、健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することにより、</p>	<p>○原価管理の徹底等によるコスト削減</p> <p>○原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理</p>	<p>① 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>イ 予算、収支計画及び資金計画の策定</p> <p>業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。当該計画に基づく事業活動の結果発生した営業利益は5,815百万円となった。</p> <p>予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別表のとおりである。</p> <p>ロ 原価管理の徹底等</p> <p>原価管理の徹底については、引き続き原価管理システムを用いて、月次及び年次の原価計算を遅滞なく確実に実施した。また、平成29年度事業計画策定時に、事業別の損益情報を作成するなど、銀行券等事業と官報等事業の事業別収支の的確な把握・管理を行った。</p> <p>コスト削減の取組については、原価情報を迅速かつ正確に把握し、原価差異発生状況及び発生要因の分析を行った。また、四半期ごとに関係部門に対し損益状況に関する研修を実施するとともに、中央技術系研修において若年層・中堅職員に対し原価に関する講義を行い、原価管理に関する知識の付与に努めた。これらを踏まえ、製造計画等に関する本局・工場間の会議を通じ、効率的な製造の実施等に取り組み、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>内部統制の一層の強化のため、予算の執行管理を徹底し、健全な財務基盤の維持・改善を図っている。</p> <p>経常収支率については、光熱費の減少による経費の減少等により、年度目標(100%)及び計画での見込み(105%)を上回る110%となっている。</p> <p>販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）については、6,440百万円となり、過去5年間の平均額(6,252百万円)を上回った。当該費用のうち、人件費については、過去5年間の平均額に比べて464百万円増加しており、これは平成27年度に本局機能の強化を図ったことに伴う人員増等によるものである。人件費以外の経費については、予算管理を徹底し、その節減に取り組んだことにより、過去5年間の平均額に比べて275百万円下回っている。</p> <p>なお、法人全体の期首人員は、4,199人となり、過去5年間の平均人員4,365人と</p>

<p>ついて、可能な限り支出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。</p> <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>事業継続のための研究開発や設備投資を確実に行います。なお、「経常収支率」は、105%を見込みます。また、管理運営の効率化に努め、「販売費及び一般管理費」が過去5年間の平均以下となるよう取り組みます。</p> <p>(注) 研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。また、平成24年6月から平成26年5月まで実施した、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく一般職の国家公務員の給与減額に準じた給与減額支給措置の影響についても販売費及び一般管理費から除くものとします。</p> <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配慮しつつ、独立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。</p>	<p>●経常収支率(100%以上)</p> <p>●販売費及び一般管理費(研究開発費を除く)の削減(過去5年平均以下)</p> <p>●独立行政法人通則法に基づく情報開示(100%)</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>○事業別管理を行うことにより事業別収支等を的確に把握し、健全な財務内容の維持・改善が図られているか。</p> <p>○販売費及び一般管理費は目標を下回っているか。</p>	<p>費用の削減に引き続き努めた。</p> <p>ハ 予算の執行管理の徹底</p> <p>予算の執行管理に当たっては、平成27年度に整備した単年度管理型の新たな予算執行に係る管理方法を適切に実施した。また、設備投資の着実な実施に向けた取組内容を踏まえた規程等の見直しを行い、予算の進捗管理を徹底した。さらに、予算の執行段階においても財務面に及ぼす影響を精査するなど、内部統制の強化を図った。</p> <p>具体的には、収入予算の執行についても財務部が事前に検証・確認することにより、健全な財務基盤の強化を図った。</p> <p>また、研究所及び工場の組織の見直しに伴い、本局組織と連携した運営体制を確立するため、研究所及び工場に指導を行うなど連携を図り、内部統制の強化による予算統制機能の確立に努めた。</p> <p>ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費</p> <p>原価管理及び予算の執行管理の徹底を行い、事業別収支の的確な把握及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、銀行券等事業が108%、官報等事業が116%となった。</p> <p>また、経常収支率は、110%となった。</p> <p>研究開発費を除いた販売費及び一般管理費は、6,440百万円となり、過去5年間の平均額(6,252百万円)を上回った。</p> <p>② 財務内容の情報開示</p> <p>平成27年度の財務諸表について、財務大臣の承認(6月30日)を経て、遅滞なく、ホームページにおいて公表する(7月4日)とともに、官報において公表した(8月5日)。また、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、民間企業と同等の財務内容の情報開示を行った。</p>	<p>比較して166人減少している。</p> <p>独立行政法人通則法に基づく情報開示については適切に対応していると認められる。</p> <p>以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、販売費及び一般管理費が過去5年の平均を上回ったものの、それ以外の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

平成 28 年度の当期純利益は 6,398 百万円 (対計画比 2,880 百万円増) となった。その主な増加要因は、売上高の増加 (710 百万円)、売上原価の減少 (1,111 百万円) 及び特別利益の発生 (820 百万円) によるものである。



様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	IV 短期借入金の限度額 予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。 (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の3か月分を見込んでいます。		該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：—  <課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価																						
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価																			
			業務実績	自己評価																		
	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 平成28年度においては、以下の不要財産について、現物を国庫納付します。 ・ 払方宿舎 ・ 薬王寺宿舎 ・ 神宮前第2宿舎	<評価の視点> ○不要財産が生じる場合、適切な処分が行われているか。	保有資産の見直しにより不要財産の処分を積極的に進め、下表のとおり現物（3,187百万円）及び譲渡収入（42百万円）を国庫へ納付した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>納付方法</th> <th>名称</th> <th>納付額 (百万円)</th> <th>国庫納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現物による国庫納付</td> <td>払方宿舎</td> <td>697</td> <td>平成29年3月24日</td> </tr> <tr> <td>薬王寺宿舎</td> <td>1,358</td> <td>平成29年3月24日</td> </tr> <tr> <td>神宮前第2宿舎</td> <td>1,132</td> <td>平成29年3月24日</td> </tr> <tr> <td>譲渡収入による国庫納付</td> <td>小田原工場（一部） ※</td> <td>42</td> <td>平成28年5月20日</td> </tr> </tbody> </table> ※小田原工場（一部）については、分割による納付を完了した。	納付方法	名称	納付額 (百万円)	国庫納付日	現物による国庫納付	払方宿舎	697	平成29年3月24日	薬王寺宿舎	1,358	平成29年3月24日	神宮前第2宿舎	1,132	平成29年3月24日	譲渡収入による国庫納付	小田原工場（一部） ※	42	平成28年5月20日	<評価と根拠> 評価：B  払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎については、国庫納付に係る所要の手続を円滑に進め、国庫に貢献している。  以上のことから、「不要財産の処分」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。  <課題と対応> 特になし。
納付方法	名称	納付額 (百万円)	国庫納付日																			
現物による国庫納付	払方宿舎	697	平成29年3月24日																			
	薬王寺宿舎	1,358	平成29年3月24日																			
	神宮前第2宿舎	1,132	平成29年3月24日																			
譲渡収入による国庫納付	小田原工場（一部） ※	42	平成28年5月20日																			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

様式3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	<p>VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>Vに規定する財産以外に、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、処分します。</p>		<p>該当はなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：—</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>

4. その他参考情報
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(1)	コンプライアンスについて		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件		0件	0件				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制の強化に向けた取組</p> <p>国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であることを踏まえると、国立印刷局には強固な内部統制やセキュリティが求められる。</p> <p>(1) コンプライアンスについて</p> <p>コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。</p> <p>また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「個</p>	<p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 内部統制の強化に向けた取組</p> <p>国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造していることを踏まえると、国立印刷局には、強固な内部統制やセキュリティが求められることから、役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法をはじめとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制の整備を進め、内部統制の強化に取り組めます。</p> <p>(1) コンプライアンスについて</p> <p>職員に対する研修や講演会の実施等の啓発活動を通じて、更なるコンプライアンスの確保に取り組めます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を実施することで、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行います。また、コンプ</p>	<p>○コンプライアンス確保に向けた確実な取組</p>	<p>1. 内部統制の強化に向けた取組</p> <p>平成27年度に整備した業務の適正を確保するための体制を適切に運用し、内部統制の継続的な強化に向けて取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月に実施した本局組織の再編に引き続き、本局組織との機能連携、内部統制の強化等を目的として、研究所及び工場の事務管理部門の組織再編を実施した（4月）。</li> <li>本局の内部統制推進委員会において、事業計画や中期設備投資計画など、内部統制に係る重要事項について審議した。</li> <li>理事長及び各理事が各機関の幹部職員に対し、各機関における内部統制や課題への取組状況等についてヒアリングを行った。</li> </ul> <p>(1) コンプライアンスについて</p> <p>リスク管理・コンプライアンス推進実施計画（以下「計画」という。）に基づく取組を着実に実施し、職員のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の内容、平成27年度の職員意識調査の結果等について、各機関を巡回し、管理監督者を対象とした説明会を実施した（6月）。また、コンプライアンス週間を設定し、幹部職員を対象とした外部講</li> </ul>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B</p> <p>業務方法書に規定した内部統制の体制の整備に関する事項を着実に実施している。</p> <p>コンプライアンスの確保については、国立印刷局コンプライアンス・マニュアルを改訂し、全役職員に配布するなど、計画の着実な実施に取り組んでいる。</p> <p>情報公開請求に対しては、法定の期限を遵守し、適切に開示決定等を行った。また、法人文書等の適切な管理及び情報公開請求に対する適時の対応を目的として、研修等を実施することにより、職員へ制度内容等の周知徹底を図っている。</p>

<p>個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、確実に対応する。</p>	<p>ライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図ります。これらを通じて、業務上の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には確実に対応します。</p> <p>「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、情報公開請求や保有個人情報の開示請求に確実に対応します。また、研修、点検等を通じて職員への周知徹底を行います。</p>	<p>●業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数(0件)</p> <p>○コンプライアンス違反発生時の的確な対応</p> <p>○情報公開及び個人情報保護への確実な対応</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>○内部統制の強化に取り組んでいるか。</p> <p>○コンプライアンスの確保に取り組んでいるか。</p> <p>○情報公開請求に対して適切に対応しているか。</p>	<p>師による講演会、各職場単位での職場内ミーティングを実施した(7月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種階層別研修においてコンプライアンス等に関する研修を行ったほか、各機関のリスク・コンプライアンス・リーダー(本局の総括官等)に対し、外部講師による研修を実施した(9月)。</li> <li>コンプライアンス週間の実施に併せ、国立印刷局コンプライアンス・マニュアルを改訂(第6版)し、全役職員に配布した(7月)。</li> <li>コンプライアンスに関する職員の意識等を把握するため、全職員を対象とするコンプライアンスに関する職員意識調査を実施(11月)するとともに、コンプライアンス座談会を実施した(研究所:12月)。</li> <li>各機関における研修やミーティングなどのコンプライアンス推進活動の更なる充実を目的として、従来から毎月発行している「コンプライアンス便り」に加え、新たにコンプライアンスに関する研修用資料等を作成・活用し、各機関においてコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んだ(11月・平成29年3月)。</li> <li>内部通報窓口の設置趣旨、連絡先等について、各機関への巡回説明会やコンプライアンス便りへの掲載等を通じて、職員への周知徹底を図った。</li> <li>内部監査部門において、コンプライアンスの確保を含む視点から監査を実施した。</li> </ul> <p>なお、業務上の不正・不法行為等による重大事象及びコンプライアンス違反の事象は、発生しなかった。</p> <p>(2) 情報公開及び個人情報保護への確実な対応</p> <p>4件の情報公開請求(平成27年度:7件)について、情報公開に係る関係規程に基づき開示決定等を行った。</p> <p>なお、保有個人情報に関する開示請求はなかった(平成27年度:0件)。</p> <p>また、情報公開の前提となる法人文書及び保有個人情報の適切な管理を目的として、各機関文書担当者を対象とする文書実務研修(6月)、各機関の管理者を対象とした研修(9月)及び関係規程に基づく自主点検を実施した(9月~11月)。</p>	<p>以上のことから、「コンプライアンス」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p>
--	--	---	--	--

				<課題と対応> 特になし。
--	--	--	--	------------------

4. その他参考情報				
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(2)	情報セキュリティについて		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ計画の策定の有無	有			有				
情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生件数	0件		0件	0件				
情報セキュリティ教育の実施	100%		100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) 情報セキュリティについて</p> <p>情報セキュリティに関する計画を策定し、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大リスクを発生させない。</p>	<p>(2) 情報セキュリティについて</p> <p>情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。具体的には、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に則した情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用や、情報セキュリティに関する計画を策定し、当該計画に基づく取組を行うとともに、他で発生した事例等も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組めます。また、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムの脆弱性検査を実施する等の取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止するとともに、</p>	<p>●情報セキュリティ計画の策定の有無</p> <p>○情報セキュリティ対策の確実な実施・運営</p> <p>●情報セキュリティ教育の実施（対計画100%）</p> <p>●情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生件数（0件）</p> <p>○情報セキュリティ対策の不備による重大リスク発生時の的確な対応</p> <p>※「重大リスク」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場</p>	<p>(2) 情報セキュリティについて</p> <p>イ 情報セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用を行い、不正アクセスの防止等、情報セキュリティの確保に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ対策推進計画を策定（4月）するとともに、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の改正（8月）等を踏まえ、情報セキュリティ確保に関する規則等の再整備を行った（平成29年3月）。</li> <li>財務省独法・特殊法人等サイバーセキュリティ連絡会議（第1回）に担当理事（CISO）が出席するなど、情報セキュリティに係る最新の動向について情報交換を図った（5月・12月）。</li> <li>平成25年度に設置したPOC（注1）及びCSIRT（注2）の円滑な運用を図るため、毎月1回CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を実施し、印刷局ネットワークシステムへのセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報共有を図った。</li> <li>内閣サイバーセキュリティセンターからの不審メール及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス等の遮断を実施した。また、ぜい弱性が発見されたソフトウェア</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ確保に関するCSIRTの運用等の各種取組や、システムのぜい弱性検査等の情報セキュリティ対策を着実に実施したことにより、国立印刷局内部からの情報漏えい及び外部からの不正アクセス等に起因するセキュリティ事故の発生防止に取り組んでいる。</p> <p>また、情報セキュリティ対策教育実施計画に基づき情報セキュリティ教育を着実に実施し、職員の意識向上に向けて取り組んでいる。</p>

	<p>発生時には的確な対応を行います。</p> <p>さらに、国立印刷局情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ教育に関する実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p>	<p>合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。</p>	<p>に対する更新プログラムを適用することにより、印刷局ネットワークシステムに係る情報セキュリティの確保を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国立印刷局の情報システムのハード・ソフトの保守等に係る委託業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するとともに、一部の委託業者に対して事業所での現地確認を実施した結果、再委託業者を含め全ての委託業者について、適切な情報セキュリティ対策が実施されていることを確認した（7月～11月）。</li> </ul> <p>(注1) POC (Point of Contact) インシデント発生時に一元的に対応する専用の連絡窓口</p> <p>(注2) CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 組織において情報セキュリティに関する障害・事故等が発生した際に、組織の責任者へ速やかに報告し、被害拡大防止や早期復旧等を円滑に行うための体制</p> <p>ロ 情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生防止及び発生時の的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ遵守事項に係る自己点検については、全職員を対象とした点検（10月）並びにシステム利用管理者及び責任者を対象とした点検（12月～平成29年2月）を実施した。</li> <li>国立印刷局ネットワークシステム及び官報配信システムに対するぜい弱性検査を実施した（平成29年1月～平成29年2月）。</li> <li>サイバー攻撃の発生を想定し、CSIRTが適切に対応できるよう机上演習を実施した（8月）。</li> <li>サイバー攻撃等のインシデント事案への的確な対応を図るため、CSIRTを対象に、インシデント発生想定訓練を実施（平成29年1月）するとともに、インターネットメール利用者を対象に、標的型メール攻撃対応訓練を実施した（平成29年3月）。</li> </ul> <p>なお、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生はなかった。</p> <p>ハ 情報セキュリティ教育の実施</p> <p>情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、当該実施計画に基づき、①新規採用職員に対する教育、②係長相当職以上の役職員に対する講話、③印刷局ネットワークパソコンの全利用者に対するeラーニング、④情報システム利用管理者による利用部門内教育、⑤ITトレーナー研修受講者に対する教育の5項目の情報セキュリティ教育全てを実施した。</p>	
--	--	---	---	--



		<p>&lt;評価の視点&gt;  ○情報システムに係る情報セキュリティの確保に取り組むとともに、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施しているか。</p>		<p>以上のことから、「情報セキュリティ」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし。</p>
--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)  特になし。</p>

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(3)	警備体制の維持・強化について		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	警備に関する計画の策定の有無		有	/	有	/	/	/	

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(3) 警備体制の維持・強化について 警備に関する計画を策定し、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等を未然に防止できるよう、外部委託警備等の検討を行い、警備体制の強化を図る。	(3) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等を未然に防止するため、警備に関する計画を策定し、計画的に取り組めます。 具体的には、外部委託警備について小田原工場で開始した実施状況を踏まえつつ、各工場の特性を考慮し、他工場への導入を図るなど、警備体制の強化を図ります。	○警備体制の維持・強化の取組  ●警備に関する計画の策定の有無  <評価の視点> ○警備に関する計画を策定の上、着実に実行し、警備体制の維持・強化を図っているか。	(3) 警備体制の維持・強化 製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等を未然に防止するため、外部委託警備の試行を実施するなどの取組を行った。 これらの取組を踏まえ、研究所及び工場における機械的警備及び人的警備の拡充など、警備体制の強化を図ることを目的として、警備に関する計画（「警備体制の強化」）を策定した（12月）。 当該計画に基づき、平成29年4月からの研究所及び工場における外部委託警備の導入に向けた手続を進めた（平成29年3月）。	<評定と根拠> 評定：B  外部委託警備を試行導入し、警備体制を強化したことにより抑止力を発揮でき、構内への不法侵入等の防止に取り組んでいる。  以上のことから、「警備体制の維持・強化」については、定量的な数値目標を達成しているほか、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。  <課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1-(4)	リスク管理について		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	防災訓練計画の策定の有無	有		有	有				
	防災訓練の確実な実施	100%		100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(4) リスク管理について</p> <p>リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。</p>	<p>(4) リスク管理について</p> <p>全てのリスクを評価した上で、その発現防止又は発現時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、的確なリスク管理に取り組みます。</p> <p>リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。</p> <p>地震などの大規模災害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施します。</p> <p>また、国立印刷局事業継続計画（BCP）について、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行うなど、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図ります。</p>	<p>○的確なリスク管理</p> <p>●防災訓練計画の策定の有無</p> <p>●防災訓練の確実な実施（対計画100%）</p>	<p>(4) リスク管理について</p> <p>イ リスク管理の取組状況</p> <p>リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づく取組を着実に実施することにより、リスク管理の徹底を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>潜在リスクの評価を行い、特に重大と評価した潜在リスクについては、リスクマネジメント実行計画（以下「実行計画」という。）を策定（7月）し、当該実行計画に基づき対策を実施するとともに、対策の進捗状況に関してモニタリングを行い、状況に応じて実行計画の更新を行うなど、PDCAサイクルを確実に機能させた。</li> <li>リスク事案発生時においては、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づき速やかに報告を行うとともに、再発防止策の実施と各機関における情報共有を行い、確実なリスク管理に努めた。</li> </ul> <p>ロ 防災訓練の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各機関において防災週間の取組に関する防災訓練計画を策定した。当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応、避難、安否確認、モバイル機器を活用した報告訓練等の各種訓練を行い、計画した全ての取組を確実に実施した（8月～9月）。</li> <li>各機関において、津波防災の日（11月）、秋季及び春季火災予防運動週間（11月・平成29年3月）の機会を活用し、緊急地震速報訓練、初期消火・応急救護訓練等の各種訓練を行うとともに、</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>潜在リスクの評価を行い、特に重大と評価した潜在リスクについて実行計画を策定し、発現防止又は被害低減のための防止対策を講じるとともに、その状況についてモニタリングを行うなど、的確なリスク管理に取り組んでいる。</p> <p>リスク発生時においては、速やかに報告を行うとともに、再発防止策の実施、各機関における情報共有など、確実に対応している。</p> <p>防災週間において、各種防災訓練（延べ105件）を実施し、多数の職員が参加するなど（延べ8,967人）、職員の防災意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、BCPの点検及び必要な見直しを行うなど、適切にBCMの運用を図っている。</p>

		<p>○BCMの適切な運用</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>○的確なリスク管理に取り組んでいるか。</p> <p>○防災管理体制の維持・充実に取り組むとともに、BCMを適切に運用しているか。</p>	<p>火災予防教育を実施した。</p> <p>さらに、本局においては、仮移転先である共同通信会館が主催する合同防災訓練に参加した（5月）。</p> <p>ハ 事業継続マネジメント（BCM）の運用状況</p> <p>銀行券、旅券及び官報事業を対象とした国立印刷局事業継続計画（以下「BCP」という。）に基づき、国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメント（以下「BCM」という。）の推進体制の下、本局及び各工場における職員教育を実施するとともに、防災訓練と連動し、平成27年度に作成した業務別手順書に基づく施設・設備等の被災状況の確認・報告に係る訓練を実施した（9月）。これらの取組結果を踏まえてBCPを点検し、所要の改定を行う（平成29年3月）など、PDCAサイクルを確実に機能させた。</p>	<p>以上のことから、「リスク管理」については、定量的な数値目標を達成しているほか、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	---	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載）</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	人事管理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研修計画の策定の有無	有		有	有				
研修計画の確実な実施	100%		100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>2. 人事管理</p> <p>組織運営を安定的に行うため、計画的かつ着実に人材の確保に努めるとともに、適材適所の人事配置や働き方の見直しに取り組む。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号) に基づき策定する一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。</p> <p>さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>質の高い人材を確保するための採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。</p> <p>業務の遂行に係る成果の一層の発現を図るため、今般の「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」(平成 6 年法律第 33 号) の改正の趣旨を踏まえ、勤務形態の見直しを行います。</p> <p>また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号) に基づき策定する一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進します。</p> <p>さらに、職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の向上、専門的知識の習得等、職員により一層の資質向上を図るための研修計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を確実に実施します。また、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を挙げた職員に対する表彰や、成果の業務への反映を通じた評価</p>	<p>○計画的かつ着実な人材確保</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>(1) 計画的かつ着実な人材確保等</p> <p>限られた人的資源で業務運営の機能等を最大限発揮させることを目的として平成 27 年度に策定した国立印刷局人事管理運営方針（以下「人事管理運営方針」という。）に基づき、人材確保等に係る各種取組を着実に実施した。</p> <p>イ 人材の確保</p> <p>多様で有為な人材の確保に向け、次のとおり取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページ及び就職情報サイトを活用して広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。</li> <li>女性の積極的な採用を推進するため、企業説明会（全 12 回）のうち 2 回については、女性を対象とした説明会を開催した。</li> </ul> <p>なお、平成 28 年度においては、政府方針及び一般社団法人日本経済団体連合会の採用選考方針における採用選考活動時期の変更を踏まえ、採用に係る広報活動は平成 28 年 3 月以降、選考試験は 6 月以降の実施とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度卒業・修了予定者における就職・採用活動のスケジュールについては、政府方針、民間企業等の就職・採用活動の情報収集に努めた。また、平成 30 年度期首に向けた優秀な人材の確保に向け、採用活動等の検討を行い、合同説明会に参加した。</li> </ul> <p>ロ 適材適所の人事配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の育成、モチベーションの向上等を考慮しつつ、採用年次</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>人事管理運営方針に基づき、多様で有為な人材の確保に努めている。また、採用選考活動時期の変更に対応するため、採用活動等の見直しを図っている。</p> <p>女性職員の活躍を推進するため、女性の積極的な採用や管理監督者への登用を見据えた人事配置に努めるとともに、限られた人的資源の活用や多様な職務経験を推進し、適材適所の人事配置に努めている。</p> <p>障害者雇用については、ろう学校を訪問し求人活動を行うとともに、当局の業務への理解を深めてもらうために工場見学を行っている。また、採用試験においては、障害の程度を考慮した方法で採用選考を実施している。</p> <p>勤務形態の見直しについては、「勤務時間申告制（フレックスタイム制）」の導入を行うなど、職務能率の一層の向上に努めている。</p>

	<p>を行うこと等により、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承が図られるよう取り組みます。</p>	<p>○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施</p> <p>●研修計画の策定の有無</p>	<p>や採用区分にとらわれることなく、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対して行うことにより、職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握し、適材適所の人事配置を行った。</li> <li>必要な技術・技能の確実な継承に留意しながら、中堅・若手職員を中心に幅広い職務経験を積ませるよう努めるなど、キャリア形成を踏まえた適切な人事ローテーションを行った。</li> </ul> <p>ハ 障害者雇用に向けた取組</p> <p>障害者の雇用を促進するため、ろう学校を訪問し求人活動を行うとともに、当局の業務に対する理解を深めてもらうため、将来、就職を目指す障害者を対象とした工場見学を実施した。</p> <p>また、採用試験においては、聴覚障害者面接時に手話通訳を実施した（障害者雇用率2.57%、法定雇用率2.3%）。</p> <p>ニ 勤務形態の見直し</p> <p>今般の「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）の改正の趣旨を踏まえ、職務能率の一層の向上に資するため、ワークライフバランスを推進し、多様で柔軟な働き方が可能となるよう、本局職員を対象に「勤務時間申告制（フレックスタイム制）」を導入した（10月）。</p> <p>ホ 女性職員の活躍に向けた取組</p> <p>女性の活躍の推進に関する国立印刷局一般事業主行動計画（平成28年度から平成32年度までの5か年計画）において設定した目標（採用者に占める女性の割合30%以上）を踏まえて採用活動を進め、平成29年4月1日付け新規採用者88名に占める女性の割合は、34%（30名）となった。</p> <p>また、同計画において設定した目標（管理的地位にある女性職員の割合3.4%）を踏まえて、管理的地位への登用候補者となり得る人材の発掘、育成等を行った結果、平成29年4月1日現在における管理的地位にある女性職員の割合は、2.9%となった。</p> <p>(2) 研修計画等</p> <p>平成28年3月に策定した職員研修方針及び中央研修計画（以下「計画」という。）に基づき、本局及び各機関が連携して、各研修の計画的かつ効果的な実施に取り組んだ。</p> <p>計画に基づき、自ら変革を主導できる「自律型人材」の育成を目指した階層別研修、ものづくり基盤を支える技能人材の育成を目的とした技術系研修並びに専門知識・技術の付与及び技術・技能の向上を目</p>	<p>研修については、計画に基づき各種研修を着実に実施し、職務遂行に必要な知識・技能の習得、能力・資質の向上、技能の伝承を図っている。</p> <p>業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・能力の向上に努めている。また、優れた創意工夫により、職域における技術の改善・向上に貢献し、科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞している。</p>
--	--	--	---	--

		<p>●研修計画の確実な実施 (対計画100%)</p> <p>○職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>○優秀な人材を確保するとともに、研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置に取り組んでいるか。</p>	<p>的とした職種別研修について、計画的かつ着実に実施した。</p> <p>技術系研修については、若年層・中堅職員を対象に、銀行券の製造に関する基礎知識・専門知識を付与するため、研修センターを始め、研究所及び小田原工場等の施設・設備を有効に活用し、演習及び見学を交え実施した。</p> <p>また、高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内外の大学及び企業等に職員を派遣した。</p> <p>この結果、計画に定める研修件数79件の全てを実施した。</p> <p>各機関において、業務の効率化、品質の向上等の業務の改善を目的とした業務改善活動を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を行った(10月)。</p> <p>また、優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞(注)を授与された(4月)。</p> <p>(注) 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの</p>	<p>以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>平成28年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。</p> <p>投資に当たっては、投資目的等について、理事会、設備投資委員会等における厳格な審査に基づき行います。</p> <p>また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。</p>		<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>(1) 設備投資計画の着実な実施</p> <p>設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>イ 設備投資委員会における審議</p> <p>設備投資を計画的かつ着実に進めるため、これまでの設備投資計画の策定及び個別案件の実施の審議に加え、設備投資の進捗状況を定期的に審議し、理事会に報告する仕組みを構築する(5月)など、PDCAサイクルをより確実に機能させることとした。また、同委員会の開催に当たっては、関係部門との事前協議において牽制・連携を図るなど、内部統制を徹底した。</p> <p>ロ 設備投資計画の検証・見直し</p> <p>設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会(15回開催)等において、投資の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を勘案した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施した。</p> <p>また、設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況の全体集約を行い、内容を精査の上、関係部門に対し情報提供を行った。</p> <p>さらに、1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四半期の受入れ及び契約の進捗状況について、設備投資委員会及び理事会において確認する(9月・11月・平成29年2月)とともに、平成27年度に行った入札不調等への対策を着実に実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>設備投資の進捗状況等を定期的に検証する仕組みを構築するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>設備投資における計画と実績の差額(△1,732百万円)の要因は、変電設備改修において、費用対効果を勘案し、実施時期の変更を行ったこと等による受入年度の変更(△826百万円)及びその他の案件による追加、変更(△906百万円)である。一部の投資に計画変更の必要性が生じたものの、対策を講じている。</p> <p>なお、資本装備率(注)は、設備更新による効率化や効果的な人員配置により、平成28年度は14百万円となり、過去5年間平均実績13百万円を上回った。</p> <p>(注) 資本装備率 資本装備率＝償却対象有形固定資産簿価(期末)÷常勤職員数(次年度期首)</p>



		<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○PDCAサイクルによる適切なマネジメントは行われているか。</li> <li>○設備投資計画は着実に実施されているか。</li> </ul>	<p>なお、平成 29 年度設備投資計画の策定及び中期設備投資計画の見直しに当たり、これらの取組等を反映させた。</p> <p>ハ 設備投資計画に対する実績</p> <p>設備投資額は、契約差金などにより、13,074 百万円となり、計画額 14,806 百万円に比べて 1,732 百万円減少した。</p> <p>なお、受入れを行った主な施設及び設備については、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1605 480 2353 976"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕上棟</td> <td>岡山工場</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>銀行券精裁機</td> <td>岡山工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行券印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>銀行券凸版印刷機</td> <td>彦根工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>券面検査装置</td> <td>彦根工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">銀行券検査仕上機</td> <td>東京工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>静岡工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設及び設備に関する計画及び実績については、別表のとおりである。</p> <p>(2) 平成 29 年度設備投資計画の策定</p> <p>平成 29 年度設備投資計画については、中期設備投資計画を基本に、平成 28 年度設備投資計画の進捗状況を踏まえつつ、投資の必要性、仕様の適切性、価格の妥当性、費用対効果並びに今後のキャッシュ・フロー及び損益に与える影響を検証し策定した。</p>	件名	機関	台数	仕上棟	岡山工場	1 式	銀行券精裁機	岡山工場	2 台	銀行券印刷機	東京工場	1 台	静岡工場	1 台	銀行券凸版印刷機	彦根工場	1 台	券面検査装置	彦根工場	1 台	銀行券検査仕上機	東京工場	1 台	小田原工場	1 台	静岡工場	1 台	彦根工場	1 台	<p>通常、企業の生産性は、労働者一人当たりの付加価値額を示す「労働生産性」で測られるが、銀行券や旅券などの公共的な製品については、市場での付加価値額の測定が不可能であるため、代替として「資本装備率」に着目している。</p> <p>以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし。</p>
件名	機関	台数																															
仕上棟	岡山工場	1 式																															
銀行券精裁機	岡山工場	2 台																															
銀行券印刷機	東京工場	1 台																															
	静岡工場	1 台																															
銀行券凸版印刷機	彦根工場	1 台																															
券面検査装置	彦根工場	1 台																															
銀行券検査仕上機	東京工場	1 台																															
	小田原工場	1 台																															
	静岡工場	1 台																															
	彦根工場	1 台																															

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)</p> <p>平成 28 年度の施設及び設備に関する計画については、仕上棟、銀行券精裁機など、当初の計画案件を着実に実施した。</p> <p>なお、変電設備改修において費用対効果を勘案し、時期の見直しを行ったことによる受入年度の変更等が要因で、事業計画に対して 1,732 百万円の減少となったものの、設備投資の進捗状況を踏まえ、計画段階や実施段階等での精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。</p>
---

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-4	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎の国庫納付				○				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>3. 保有資産の見直し</p> <p>① 払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎については、平成28年度中に速やかに国庫納付を行う。また、淀橋宿舎については、国庫納付の方法等について関係部局と協議を行い、結論を得た上で手続きを進め、適切な処分を行う。</p> <p>② その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討も含めた不断の見直しを行う。その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 平成28年度においては、以下の不要財産について、現物を国庫納付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 払方宿舎</li> <li>・ 薬王寺宿舎</li> <li>・ 神宮前第2宿舎</li> </ul> <p>また、淀橋宿舎については、国庫納付に向けて関係部局との協議を行う等適切な処分に向けた取組を進めます。</p> <p>② その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討を含め、不断の見直しを行います。その結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p>	<p>● 払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎の国庫納付</p> <p>○ 淀橋宿舎の国庫納付に向けた取組</p> <p>○ 廃止等に向けた取組</p> <p>○ その他の保有資産についての平成28年度以降の廃止等に向けた検討の推進</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 不要財産の国庫納付</p> <p>イ 不要財産 払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎について、平成29年3月24日に現物による国庫納付を行った。</p> <p>ロ 廃止宿舎 淀橋宿舎については、東京都の防災都市づくり推進計画等による再開発事業を踏まえた現物の国庫納付に向け、関係部局等と協議を行った。</p> <p>② その他の保有資産の見直し</p> <p>イ 宿舎の見直し 「国立印刷局職員宿舎見直し計画」（平成25年度から29年度までの5か年計画）に基づき、平成29年度末までの削減目標の達成に向け、引き続き取組を進めた。 また、老朽化対策、維持管理業務の効率化及び緊急参集要員の確実な確保を図るため、都内に点在する宿舎の集約化に向け、関係部局と協議を進めた。</p> <p>ロ その他の保有資産の見直し 集水路管理用地（小田原工場敷地の一部）については、資産の処分に向け、関係部局等との協議を引き続き行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B</p> <p>不要財産については、現物による国庫納付を行うとともに、平成27年度に廃止した淀橋宿舎についても、現物による国庫納付に向けた関係部局等との協議を進めている。</p> <p>国立印刷局職員宿舎見直し計画に基づき、職員宿舎の廃止に向け、入居者と調整を重ねるなど取組を着実に進めており、平成29年度末までの削減目標（356戸の削減）に対し、平成28年度末において、146戸（41%）の削減となっている。</p> <p>小田原工場敷地の一部にある集水路管理用地については、継続的に関係部局等との協議を進めている。</p>

		<p>&lt;評価の視点&gt;  ○保有する資産について、  不断の見直しを行い、見直しの結果、遊休資産が生じる場合には、将来必要となるものを除き、国庫への貢献を行っているか。</p>		<p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>
--	--	---	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)  特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(1)	労働安全の保持について		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する計画の策定の有無	有		有	有	/	/	/	
職場環境整備に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る		100%	100%				
重大な労働災害の発生件数	0件		0件	0件				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>4. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持について</p> <p>職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。</p>	<p>5. 職場環境の整備</p> <p>職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>(1) 労働安全の保持について</p> <p>職場環境整備に資する計画に基づく安全教育や安全作業基準の確認等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。</p>	<p>●職場環境整備に資する計画の策定の有無</p> <p>●職場環境整備に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る)</p>	<p>(1) 労働安全の保持について</p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（平成28年3月）し、当該計画に基づき、安全衛生教育等に重点的に取り組んだことにより、計画に対する実施率は100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 法令の遵守等の取組状況</p> <p>安全衛生業務に関する法令等の改正内容について、改正の都度、本局から各機関に周知（7月・9月）を行い、所要の対応を図った。各機関においては、危険・有害要因の排除の取組として化学物質管理実施要領に基づく点検・確認を実施し、安全衛生関係法令の遵守状況を確認した結果、法令違反はなかった。</p> <p>ロ 安全衛生教育の実施状況</p> <p>各機関において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の規定に基づく職長教育（新任作業長の安全衛生教育）を実施（6月～8月）するとともに、新規採用職員及び配転者を中心に安全衛生教育を実施した（4月）。</p> <p>さらに、全国安全週間等の都度、作業経験の浅い者を対象として安全教育を実施し、安全意識の醸成を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>安全衛生教育等に重点的に取り組んだ結果、安全意識の向上が図られ、重大な労働災害や休業を要する労働災害が発生しなかったことは評価できる。</p> <p>なお、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき、労働基準監督署に対して遅滞なく報告が必要な休業4日以上労働災害の発生率を千人率（注4）として見た場合、平成28年度の発生率は0となっている（平成27年度：印刷・製本業1.4、パルプ・製紙業：3.6〔出典：厚生労働省ホームページ〕）。</p> <p>（注4）労働者1,000人当たりの1年間に発生した死傷者数</p>

		<p>●重大な労働災害の発生 件数（0件）</p> <p>○労働災害の発生状況</p> <p>※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者</p>	<p>ハ 危険・有害要因の排除の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業においてもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努めた。</li> <li>化学物質リスクアセスメント（注1）については、6月から労働安全衛生法に基づき義務化されたことを受けて、対象となる機関において実施した。</li> </ul> <p>（注1） 化学物質リスクアセスメント 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対する危険性、有害性等の調査</p> <p>ニ 安全を確保するための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生点検（注2）の実施（毎月）に加え、平成27年度における労働災害の発生状況を踏まえて、安全総点検（注3）を実施（4月～5月）し、不安全箇所の洗い出し及び改善を行った。また、全国安全週間（7月）の取組として危険予知の徹底を図るとともに、全国労働衛生週間（10月）の取組として安全衛生点検を実施するなど、職員の安全衛生意識の向上を図った。さらに、国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間（平成29年2月）において、安全作業基準の読み合わせ等を実施した。</li> <li>労働災害が発生する可能性の高い非定常作業時において、作業手順を確認するなど作業前ミーティングの実施を徹底した。</li> <li>新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するとともに、既存設備の作業手順に係る安全作業基準の再確認を実施し、46件の見直しを行った。</li> </ul> <p>（注2） 安全衛生点検 各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検</p> <p>（注3） 安全総点検 平成28年度において、各機関の全職場において実施した機械等の不安全状態の有無に係る点検</p> <p>ホ 労働災害の発生状況</p> <p>計画等に基づき各種取組を確実に実施しており、重大な労働災害の発生はなかった。また、休業を要する労働災害についても発生はなかった。</p>	
--	--	---	--	--

		<p>を伴う労働災害をいう。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;  ○職場環境整備に資する計画を策定の上、当該計画に定める安全教育・活動等に係る項目を確実に実施し、重大な労働災害の発生を防止したか。</p>		<p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし。</p>
--	--	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)  特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-5-(2)	健康管理の充実について		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
健康管理に資する計画の策定の有無	有		有	有	/	/	/	
定期健康診断の受診率	100%		100%	100%				
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る		100%	100%				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>(2) 健康管理の充実について</p> <p>健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。</p>	<p>(2) 健康管理の充実について</p> <p>健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率 100% を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行うほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律第 57 号) に基づくストレスチェック並びに研修及び情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康管理に資する計画の策定の有無</li> <li>●定期健康診断の受診率 (100%)</li> <li>●健康管理に資する計画の確実な実施(対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)</li> </ul>	<p>(2) 健康管理の充実</p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(平成 28 年 3 月)し、当該計画に基づき、ストレスチェックの実施等の重点実施事項に確実に取り組んだことにより、計画に対する実施率は 100% となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 定期健康診断の実施状況</p> <p>一般定期健康診断については、対象者 4,569 名に対して実施した(受診率 100%)。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特別健康診断(年 2 回)については、対象者延べ 2,447 名に対して実施した(受診率 100%)。</p> <p>ロ 健康指導等の実施状況</p> <p>(イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、一般定期健康診断及び特別健康診断等の有所見者を対象に、産業医による面接指導等を実施した(実施率 100%)。また、経過管理対象者には、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを実施した(実施率 100%)。</li> <li>・労働安全衛生法令等を踏まえ、長時間労働による健康障害を</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p> <p>健康診断については、対象者全員に対して一般定期健康診断及び特別健康診断を実施している。</p> <p>計画に基づきストレスチェックを行ったほか、長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の支援などに取り組んだ結果、長期休業職員(43 人)のうち 16 人(37%)が職場への復帰を果たしており、計画的な職場復帰への支援に努めている。</p> <p>なお、人事院が実施している「精神及び行動の障害による長期病休者数調査」(平成 27 年度)における「精神及び行動の障害」による長期病休者休業率(1.20%)に対し、国立印刷局の平成 28 年度における精神疾患による長期病休者休業率(0.94%：長期病休者 43 人)は低い水準にある。</p>

		<p>&lt;評価の視点&gt;  ○健康管理に資する計画を策定の上、定期健康診断を確実に実施するとともに、当該計画に定める健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目を確実に実施したか。</p>	<p>防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員を対象に産業医による面接指導（80 時間以上の場合）又は保健師による保健指導（45 時間以上 80 時間未満の場合）を実施した（実施率 100%）。</p> <p>(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルスケアの充実を図るため、面接指導者である産業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。</li> <li>職場復帰支援プログラム（注）に基づき、心の健康問題により 1 か月以上の長期間休業した職員（以下「長期休業職員」という。）に対し、産業医による面談を実施し、当該職員の円滑な職場復帰を支援した（実施率 100%）。</li> <li>新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した（実施率 100%）。</li> <li>職員がメンタル不調となることを未然に防止するための一次予防として、ストレスチェックを各機関で実施（10 月～11 月）した（実施率 100%）。また、その結果に基づく面接指導を実施した。</li> </ul> <p>(注) 職場復帰支援プログラム  長期休業職員の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引</p>	<p>各機関における階層別のカウンセリング面談の継続実施により、長期休業職員以外の職員のメンタルヘルスケアの充実にも取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし。</p>
--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)  特になし。</p>



様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-6	環境保全		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	有		有	有	/	/	/	
環境保全計画の確実な実施	100%		100%	100%				
温室効果ガスの削減	平成13年度比20%減		28.6%減	28.4%減				
廃棄物排出量の削減	過去5か年平均比8%減		12.4%減	8.6%減				
ISO14001認証の維持・更新	100%		100%	100%				
環境報告書の作成、公表の有無	有		有	有				

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価				
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
<p>5. 環境保全</p> <p>製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全を図る。</p>	<p>6. 環境保全</p> <p>地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、環境保全計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>温室効果ガス排出量の削減については、効率性にも配慮しつつ環境設備の的確な導入を進め、平成28年度の温室効果ガス排出量を、平成13年度と比較し、20%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、平成28年度の廃棄物排出量を過去5年間実績平均値と比較し、8%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更</p>	<p>●環境保全計画の策定の有無</p> <p>●環境保全計画の確実な実施（対計画100%）</p> <p>○環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証</p> <p>●温室効果ガスの削減（平成13年度比20%減）</p> <p>●廃棄物排出量の削減（過去5か年平均比8%減）</p> <p>●ISO14001認証</p>	<p>6. 環境保全</p> <p>環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画（以下「計画」という。）を策定（平成28年3月）し、当該計画に基づき、環境関連法令等の遵守、環境マネジメントシステムの運用・維持、資源・エネルギー使用量の抑制等に確実に取り組んだことにより、計画に対する実施率は100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境関連法令等の確実な遵守に向けて、各機関に対し、遵守状況の調査を実施した結果、問題ないことを確認した（11月）。</li> <li>環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証を行うため、各機関に対し、設備投資計画案件の事前確認を実施（7月・8月）し、設備投資計画に反映した。</li> <li>ボイラーの更新、空調機の更新、LED照明器具の採用など設備導入の取組を実施したことにより、温室効果ガス排出量は、平成13年度と比較して28.4%の削減となった。</li> <li>各機関において、廃棄物排出量の削減に向け可能な限り再利用の推進や有価物としての売払いを行った。</li> <li>製紙工場の製造工程において排出される紙料の回収・再利用など廃</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A</p> <p>温室効果ガス排出量については、ボイラー等の更新やLED照明器具の採用に加え、各職員が環境マネジメントシステムに基づき省エネルギーの取組を実施したことにより、目標（平成13年度比20%減）を大きく上回る28.4%の削減となっている。</p> <p>廃棄物排出量については、製紙工場において引き続き紙料の再利用を行い、廃棄物発生の抑制に取り組んでいることに加え、各機関において有価物としての売払いの推進に取り組んでいる。</p> <p>ISO14001認証の審査において維持・更新することができたことは、環境マネジメントシステムの運用が確実に行われ、各職員が環境保全活動に取り組んだ結</p>

	<p>新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組みます。</p> <p>なお、研究所及び王子工場において、平成29年度中のISO14001認証取得に向けて取り組みます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、国立印刷局ホームページにおいて公表します。</p>	<p>の維持・更新</p> <p>●環境報告書の作成、公表の有無</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ○環境保全と調和の取れた事業活動を遂行するため、温室効果ガス排出量の削減など政府の方針に沿った環境保全に関する計画を策定し、着実に実施しているか。</p>	<p>棄物発生抑制の継続的な取組を行ったことにより、廃棄物排出量は過去5か年の平均と比較して8.6%の削減となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ISO14001（注）認証について、東京工場、静岡工場及び彦根工場において維持審査に合格するとともに、小田原工場及び岡山工場において更新審査に合格した。</li> </ul> <p>なお、ISO14001は、2004年版から2015年版へ規格改正されたことから、小田原工場においてマニュアル改定に取り組み、更新審査に併せ新規格への移行審査を受審し、合格した。</p> <p>研究所及び王子工場においては、平成29年度中のISO14001認証取得に向けて、体制整備や職員への研修等、環境マネジメントシステムの構築に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書2016」として作成し、ホームページで公表した（7月）。</li> </ul> <p>（注）ISO14001 企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格</p>	<p>果であると認められる。</p> <p>以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標のうち「温室効果ガスの削減」について120%以上達成しているほか、他の定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし。</p>
--	--	---	---	---

<p>4. その他参考情報</p> <p>（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載） 特になし。</p>
--

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評価調書（財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-7	積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価					
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績		自己評価
	7. 積立金の使途 独立行政法人国立印刷局法(平成14年法律第41号)第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		7. 積立金の使途 該当はなかった。		<評定と根拠> 評定：－  <課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

## 別表

## 平成 28 年度予算及び決算

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入								
業務収入	61,528	61,787	10,969	11,478	-	-	72,497	73,265
その他収入	-	-	-	-	405	572	405	572
計	61,528	61,787	10,969	11,478	405	572	72,903	73,836
支出								
業務支出	44,047	42,670	6,630	6,685	10,809	10,801	61,487	60,155
人件費支出	28,147	27,923	4,433	4,436	6,234	6,423	38,814	38,781
原材料支出	6,107	6,438	433	460	-	-	6,540	6,898
その他業務支出	9,793	8,309	1,764	1,789	4,576	4,378	16,133	14,476
施設整備費	12,144	11,577	2,099	2,135	981	858	15,224	14,570
計	56,191	54,246	8,730	8,820	11,790	11,658	76,711	74,725

注 1) 施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。

注 2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

## 平成 28 年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
収益の部								
売上高	56,970	57,210	10,157	10,628	-	-	67,127	67,838
営業外収益	-	-	-	-	381	406	381	406
特別利益	-	-	-	-	-	820	-	820
計	56,970	57,210	10,157	10,628	381	1,226	67,508	69,063
費用の部								
売上原価	45,823	45,188	7,910	7,434	-	-	53,733	52,622
販売費及び一般管理費	2,879	2,248	481	701	6,613	6,452	9,973	9,401
営業外費用	-	-	-	-	285	296	285	296
特別損失	-	-	-	-	-	346	-	346
計	48,702	47,436	8,391	8,135	6,897	7,095	63,990	62,666
当期純利益	8,268	9,774	1,767	2,493	△6,517	△5,869	3,518	6,398
当期総利益	8,268	9,774	1,767	2,493	△6,517	△5,869	3,518	6,398

注 1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

注 2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

平成 28 年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
資金収入	70,536	70,186	10,914	11,519	97,891	93,372	179,341	175,077
業務活動による収入	70,536	70,186	10,914	11,519	417	445	81,867	82,150
業務収入	65,312	64,987	10,104	10,666	-	-	75,416	75,653
その他収入	5,223	5,199	810	853	417	445	6,450	6,497
投資活動による収入	-	-	-	-	96,600	83,300	96,600	83,300
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-	-
前期よりの繰越金	-	-	-	-	874	9,627	874	9,627
資金支出	53,161	49,981	8,316	7,931	117,140	112,498	178,616	170,410
業務活動による支出	45,052	42,906	6,756	6,303	12,197	12,088	64,005	61,296
原材料支出	5,737	5,949	410	395	-	-	6,147	6,344
人件費支出	28,143	28,074	4,432	4,350	6,233	6,141	38,809	38,565
その他支出	11,172	8,883	1,914	1,558	5,963	5,947	19,049	16,388
投資活動による支出	8,109	7,075	1,559	1,628	104,901	100,369	114,570	109,072
財務活動による支出	-	-	-	-	42	42	42	42
翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	724	4,667

注 1) 当法人は、翌年度への資金を一括して繰り越しているため、翌年度への繰越金を法人全体に計上しています。

注 2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

平成 28 年度事業別営業収支率

(単位：百万円)

区 分	銀行券等事業	官報等事業	合計
売上高	57,210	10,628	67,838
営業費用	52,877	9,146	62,023
売上原価	45,188	7,434	52,622
販売費及び一般管理費 (事業別)	2,248	701	2,949
販売費及び一般管理費 (法人共通)	5,441	1,011	6,452
営業利益	4,333	1,482	5,815
事業別営業収支率 (%) (売上高÷営業費用)	108%	116%	-

注 1) 財務諸表のセグメント情報を基に、法人共通の販売費及び一般管理費を各事業の売上高比で配賦した場合の参考値です。

注 2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

平成 28 年度施設及び設備に関する計画及び実績 (単位：百万円)

区 分		計画額	実績額
施設関連	製紙部門	3,304	3,251
	印刷部門	1,840	978
	共通部門	639	303
	小計	5,782	4,532
設備関連	製紙部門	2,606	2,610
	印刷部門	5,498	5,235
	共通部門	920	697
	小計	9,024	8,541
合 計		14,806	13,074

注 1) 上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注 2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。